

平成23年9月8日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	小畑広明	学校教育 課長補佐
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主査

議事日程第4号

第3回定例会

平成23年9月8日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成23年9月8日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
16	寒河江市議会議員の報酬について	寒河江市特別職報酬等審議会の開催と市議会議員の報酬の削減について	14番 佐藤良一	市長
17	市政全般について	(1) 福島第一原発事故と脱原発政策について	16番 川越孝男	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(2) 市庁舎の耐震対策について (3) 最上川寒河江緑地公園整備の課題について (4) 私道整備費補助金制度の改善について		
18	行政一般について	市長の政治理念について (1) 自治基本条例の制定について (2) 首長の多選を禁止する条例の制定について (3) 名誉市民、表彰基準等について	15番 内藤 明	市長
19	保育、教育行政について	放射線量の測定と安全基準について		市長 教育委員長
20	農林行政について	収穫期を迎え、米など農産物に対する風評被害が懸念されているが、その対応策について		市長
21	環境行政について	(1) 寒河江市環境基本条例の制定について (2) 温室効果ガス削減に向けた取り組みについて ア 電動アシスト付き自転車の購入費助成について イ 公民館分館への太陽光発電システム設置助成について ウ クールアース・デーへの取り組みについて エ 公共施設への太陽光発電システムの設置について (3) 地球温暖化対策推進計画などの策定について	17番 那須 稔	市長
22	人に優しい対策について	(1) 自殺予防対策について ア 心の相談体制の取り組みについて イ 自殺予防対策協議会の設置について (2) 視覚障がい者への取り組みについて ア 活字読み上げ装置の普及について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		イ ガイドヘルプの導入について		

佐藤良一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号16番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

○佐藤良一議員 おはようございます。

今回一般質問に当たりテレビカメラが入っていますので、本当に緊張しております。特に、このたびの議会では新人の皆様は本当に緊張なされたかと私なりに思っております。また、本当に各議員にはこれから4年間一生懸命頑張ってもらいたいと思います。また、沖津議員が一番初めのトップバッターに質問したときは、商工会の傍聴人が大勢駆けつけております。また、新人で遠藤議員には多数の支持者が傍聴に来ております。そして拍手まで起きているということは本当にうらやましい限りと、佐藤良一は思っております。また、新人の方も一生懸命頑張っております。これからの寒河江市は後藤議員、そして國井議員がまだ30代であります。佐藤良一みたいに60歳を過ぎますと、当然これからの寒河江市をしょって立つような感じもいたしますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。また、議場にいる議長が初めて当選されたころは、父親である元市会議員高橋文一郎議員が我が息子はどうなのかなと傍聴に来ているはずであります。やはり政治信念で、この議場にいる新宮議員は政治生命に一本の気持ちがあらわれていると思われま。

やはり、この議場にいる我々18名は寒河江市の発展を願っているわけでありま。また、佐藤洋樹市長は板垣知事のもとで秘書もやっておりました。また、天童市の総務部長もやられたと聞いております。当然、議会の議員の気持ちもわかっていると思われま。

しかしながら、今日の寒河江市におきましては財政事情がかなり厳しいものがあると思われま。通告番号に入らせていただきます。通告番号18番に対して質問いたします。16番に質問いたします。

平成の大合併で、現在の市区町村は1,700台であります。12年前は3,300余りの市区町村でありました。合併に当たり、2,600人の市長、町長、村長が失職し、副市長、副町長、教育長初め監査委員といった特別職も失職し、また教育委員会委員長、また農業委員会委員長も失職なされております。

各委員長初め、各市町村の議員だけが約2年間の特例が認められ、合併した市の議員となっております。その議員報酬がそのまま支払われております。合併で、議員数が100人以上になった自治体もありました。2年後の選挙では議員定数も見直しが行われ、各自治体でも議員数は30名から50名くらいになっているようであります。

全国的に注目されたのが名古屋市の議員の報酬の引き下げであります。市民の目線の高さを見て、市長みずから報酬を年間800万円台に引き下げられております。市議会議員の報酬も800万円台に議員みずから引き下げを行っているわけです。この立役者は河村市長ではないかと思われま。名古屋

屋市では市長と議会が約2年余り対立してきておりましたが、市民が議会解散請求のものと住民投票で、市議会解散が賛成投票数が過半数を占め、ことし2月6日愛知県知事、市長、住民投票のトリプル選挙が行われたのであります。

ことし2月には鹿児島県阿久根市でも住民投票があつて、議会が解散されています。1月には市長選挙があり新しい市長が誕生しております。前市長は議会を招集しないで専決処分で議員の報酬を日当制にして1日当たり1万円だったと聞いております。新市長になってからは1カ月26万円に変更になっております。これも前市長と議会の対立があつたわけでありまして。議会の対立がやはり住民の関心を求めていたようでありまして。二つの市では住民投票でみずから議会を変えたように感じられます。

我が寒河江市議会の議員の報酬に至つても、これまでは住民投票といったものが行われておりませんが、これからどうなるかわかりません。我が寒河江市議員報酬は、佐藤良一が昭和58年5月にこの議場に初当選させていただいたころは月額約21万円だったです。議員定数も30名、会派はありましたが、大きい議会控室の中で30名が意気わいわいと話されておりました。15名ずつテーブルを挟んで、控室でありました。今は会派の控室もあるわけでありまして。全く世の中変われば変わるような感じもいたします。現在は議員定数が18名で三つの会派に分かれています、皆様議員どようにお考えなるでしょうか。

現在、我が寒河江市議会議員は18名ですが、昭和58年だったころ30名だった議員数が、そのころの議員を12名を削減されているいろいろと市民の要望にこたえている現状であります。現在の議員の報酬は月額36万円であります。平成8年に36万円になってから16年間ずっと同じであります。そんな中、市長初め副市長、教育長、監査委員は常勤職で毎日市政に取り組んでいるわけでありまして。市長の給料は月額で30%、副市長は13%、教育長におかれましては10%、監査委員に対しては9%の減額なされて日夜努力されていることに、佐藤良一は頭の下がる思いでございます。

それに引きかえ、市議会議員は非常勤職で月額36万円であります。市職員に目を向けますと、今議場にいる課長は管理職の手当50%のカットが行われております。55歳になりますと、給料もストップすると聞いております。そして60歳の定年退職を迎えるはずであります。その他の職員に関しても同じように考えられるのは、人事院勧告もここ数年上がっていないような気がします。市職員の採用も控えてきているようでありまして。本来の職員定数よりかなり削減されているようであります。市長、その辺はどうなのでしょう。

それに引きかえ、市議会議員は12名の議員の削減を行っていますが、現在の議員数は18名ですが、月額36万円まで16年も経過がたっております。今日の厳しい寒河江市財政を運営されている市長は本当に大変であります。この2年半の余り本当に御苦労さまと申しあげます。

この際だから、特別職報酬等審議会の開催を求める次第であります。市長、その辺の考えはどのように思われますか。審議会委員は10名で、市民各層から市長が任命し審議することになっております。報酬の値上げどきだけ開催をしないで、やはり不景気の世の中で厳しい市民生活を考えれば、議員報酬の値下げの審議会を開いてはどうかと思う所存であります。

平成22年市議会議員の開催数は、定例会は4回、臨時会は3回で合わせて7回開催でありました。期間日数は定例会は65日、臨時会は3日であります。合計で68日余りの開催であります。全員協議会が9日間、合わせても77日であります。そのほか各議員におかれましては小学校や入学式卒業式、

その他山形県の議員研修、西村山の議員研修初め行政視察などと、多忙日常忙しい中努力されてもせいぜい私の換算では100日ぐらいじゃないかなと思われま。それにしかり、市長は日夜年間約600回、土日に至っては朝から早く土日祭日で300回もあると6月の質問でお答えになっております。

平成22年現在で、議員報酬は36万円で、12カ月で432万円、税込みであります。期末手当が年2回で143万6,400円余り、これも税込みであります。政務調査費1人当たり年間18万円。行政視察1人当たり7万円、合計で600万6,400円がかかっている計算になります。これも市民の税金で賄われているはずで。

前市長のもとで大型事業がメジロ押しでありました。チェリーランドを初め、寒河江駅前開発、チェリークア・パーク、島地区の最上川緑地公園整備、現在のフローラの買収、そして市美術館、市開発公社の補償の問題など、これらの財政においてかなり厳しいような気がいたします。議会として議員みずから反省し、いく必要があると佐藤良一は考える所存であります。

ことし4月の選挙には18名に対し22名が立候補なされ、街頭で訴えたことや選挙公報に主張が載っております。どうか議員の皆様、その実現のため、市民の幸せのためぜひ頑張ってください。何よりだと私は思っております。

山形県の最低賃金は昨年10月現在では1時間当たり645円であることを考えれば、議員報酬も引き下げが必要ではないかと考えるわけでありま。議員報酬でも最低でも6万円、もしそれ以上ならば10万円あたりが適当ではないかと佐藤良一は考えておりますが、市長はどのように考えておられるでしょうか。

6月議会でも内藤 明議員が質問されていますが、市長は議会でもっと論議なさってくださいと答弁なさっておりますが、まさか同じような答弁を繰り返すことはないかと私なりに心配しております。ぜひ、それ以上のことを考えてぜひ特別報酬等審議会を開催されれば幸いと佐藤良一は思っております。

以上で、質問終わりますが、市長の御理解ある答弁を期待しております。各議員に至ってはこれからも一生懸命頑張ってもらいたいと思いま。ぜひ、佐藤良一の質問に御理解いただければ、心より議員の皆様をお願いを申しあげる所存であります。ぜひこの際、議員みずからの議員報酬の問題でみずから、議会みずから判断しなきゃならない時代に来ているわけでありま。ぜひそのことを考えながらこの4年間と言わない、早くても3月ころまでは結論出していただければ幸いと思っております。市長、ぜひ御理解ある御答弁をお願いします。大体、市長さんの答弁は、議会に余り口を出したくない、介入になるから、おっしゃるとおりであると思いま。でも、議場には議員の皆様が要求でテレビカメラも入っております。全国津々浦々まで中継なっております。そのことを考えてもらいたい。議員初め職員、この夏電気の節電に協力しながら本当に身を悪くしないか、佐藤良一心配しているわけでありま。ぜひ、その辺の御配慮をくださるよう、どうか議員の皆様も、市長も当局の皆様もぜひ理解くださるようよろしくごお願い申しあげまして、第1問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

佐藤良一議員からは議員報酬についての御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

すが、議員からもありましたけれども、議員の皆様には市民生活の安全安心のために、また市民の皆さんの御要望のために御相談に乗っていただいて、そしていろんな形で市政に反映させていただいているということで、会議の出席回数のみならず日夜にわたって御尽力いただいているところでもありますし、またこの4月の統一地方選挙において勝ち抜いてこられた18名の方であります。言ってみれば、直近の民意を肌で感じている皆さんだろうと思っているところでもあります。そういった意味から、議員報酬の件についても皆さんそれぞれいろんなお考えをお持ちのことだろうと思います。

佐藤議員からは特別職報酬等審議会を開いてはどうかというお尋ねでありますけれども、御案内のとおり特別職報酬等審議会については必要な都度で開催できるということでもあります。そういった意味からすれば、我々はいつでも開催できるという状況にあらうかと思っております。これは内藤議員にもお答え申しあげましたとおりでありますけれども、まずは議会の中で十分議論を深めていただいております。議会の中での十分な議論がないままに議員報酬について審議会に諮問するという考えはございません。あくまで、議会の意思を尊重していくという姿勢を守っていきたく思っているところでもあります。

ちなみに、県内13市で議員報酬を独自に減額している市については、尾花沢市が平成23年7月までに期限つきで実施をしたという例がありますが、現在は尾花沢市は終了しておりますので、現在は県内で独自に減額している市はないと聞いているところでもあります。いずれにいたしましても、まずは議員の方々が十分な議論をしていただくことが肝要かと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり佐藤良一思ったとおりに、6月議会で内藤議員に答弁なされたとおりで思っております。

それはそれで、市長の考えはいいとしても、市長初め議員は住民の直接選挙で選ばれているわけでありまして、当然、議長も公約をなされております。議員一人一人が、また選挙公報初め街頭でいろいろと公約の実現のために頑張っているわけでありまして、全国的に見ましても知事や市長、区町村は長はみずから退職金半分するだの返上するだの言っていて、条例改正を行っているのが各自治体に見受けられます。議員報酬に至っても議員がなかなか議員みずからの報酬を引き下げる、議員定数削減と同じようにみずからできなけりやそのまま経過がするようなわけでありまして、やはり、この際ですからぜひ議員みずからやるのか、それともできないのならばやはり特別報酬審議会等の開催を強く求めるわけでありまして。

また、北海道の例を申しあげますと、北海道の夕張市は日本で一番厳しい自治体であります。赤字再建団体に入りまして、議長職におきましては23万円、議員にありましては18万円であります。それまでのいろいろな問題が議会と市当局側でいろいろと事業をなされたものがお互いに責任があったと私なりに考えております。やはり寒河江市もそういうことのないように佐藤市長と議員18名で何とか議員報酬の審議会等合意に至れば幸いですと思っておりますが、市長はどのようにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員から財政状況についていろいろ御指摘がありましたけれども、本議会冒頭

にも申しあげて今議会に決算の報告などもさせていただきましたけれども、さまざまなこれまでの行財政改革の努力、もちろん議員の皆様の多大なる御理解、御協力ということもあって財政的な数値、指標については徐々にではありますけれども、改善傾向を示しているのではないかと考えているところであります。もちろん、職員の定数についても大綱、そして指針というものをつくらせていただいてそれに沿った形で努力をしている状況になろうかと思っております。そういった意味で、寒河江市の財政状況については徐々に改善していることについて御理解をいただきたいと思っております。

その問題と、この議員報酬の問題は若干質を異にするとも見受けられるところでありますけれども、たとえ佐藤議員がおっしゃるように審議会ですることが仮に決まったとしても最終的に議会の方に上程をしていくということになるわけでありまして。そういうことからすればやはり議員の皆さんの御理解、それぞれの議員の皆さんの合意形成というものが基本的なところでやはり必要になるのではないかとと思っておりますので、その辺のところは御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、各自治体を運営されている知事初め市区町村の首長さんは膨大な権限を持っているわけでありまして。人事権から予算を持っているわけでありまして。市長には当然予算調整権というのを権限を持っているはずであります。当然、議会にもそのことをお話しなされて予算編成を行っていると考えられます。やはり、そういうことを考えながら市政運営に取り組んでいると、私なりに考えているわけでありましてけれども、この辺は十分市長も認識されると思っております。

やはり、このままでいけば1年後には住民投票の実施だって考えられるわけでありまして。名古屋市初め鹿児島県の阿久根市のように住民運動が行われて実際選挙も行われているわけでありまして。どちらも二十歳以上の住民から選挙で選ばれるわけでありまして。そのことを考えながらやはり、私佐藤良一はぜひ議員みずからやりますと声が上がらなければ、当然市長は議員、特別職の議員報酬と審議会を諮問すべきだと私なりに思っておりますけれども、再度お尋ね申しあげます。もし、そのような事態が起きたならば市長も同じ考えで出直しの立候補する気あるのかどうかであります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員いみじくも言われましたけれども、議会の意思がまず大事だろうと思っております。そういった意味で議会の意思を議論を通じてまとめていただくということが先決だろうと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 この際ですから、議長は寒河江市の代表でありますので、ぜひその点も検討なされるよう私から要望申しあげたいと思っております。議会と執行部は車の両輪と言われておりますので、その辺でぜひ議員と議長、寒河江市執行部との両輪がうまくいけるよう期待して質問を終わらせていただきます。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番について16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 おはようございます。

寒河江市議会も今定例議会からインターネットによる中継・録画配信が実施されることになりました。社民党市民連合が2005年に、4年前から既に実施をしていた飯豊町を視察し、議長への報告でその実施に向けた提案を行ったのが始まりでした。さらに、2006年12月議会の一般質問で提言をしていたもので、ようやく実現の感はありますが、このことによって議会改革が一段と進むものと期待をするものであります。

私は通告している課題について市民の皆さんから寄せられた声をもとに、私の考えや提言を含め質問いたしますので、市長の率直な答弁を求めるものであります。

通告番号17、市政全般について（1）福島第一原発事故と脱原発政策について伺います。

3月11日に発生した福島第一原発事故は明らかに人災であります。そして想定外のことでありませぬし、想定外として事故の原因や責任をあいまいにすることは同じ過ちを繰り返すことを古今東西の歴史が証明していることを忘れずに、国民が冷静かつ科学的に対処追及することが極めて重要だと思います。行政や政治も当然のことであります。

福島第一原発の最終的な収束は廃炉以外にないと思います。そのためには20年から40年かかると言われていますし、高濃度に放射線汚染された土地は国で買い上げ、もとに戻れないという人が出ることも想定されています。原発関連で成り立っていた雇用を初め、地域経済や地域社会を原発にかわる産業の創造などどうするのか、地域の人たちで探し出すこと、それを国や国民が支援することが重要だと思います。

私は40年以上原水爆禁止運動を続けています。その根拠の一つは、広島・長崎への原爆投下で世界で唯一核兵器による被爆体験をしていることであります。

二つには、66年過ぎた今でも被爆2世、被爆3世の苦しみがつくり出されている放射線内部被曝の恐ろしさです。この放射線被曝は核兵器だけでなく原子力発電所やウラン鉱採掘現場でも起きています。ノーモア広島、ノーモア長崎にノーモア被爆者の理念を加えて運動をいたしています。ことしからはノーモア福島も含めました。1984年昭和59年7月2日寒河江市平和都市宣言がなされています。

「寒河江市平和都市宣言

みどり豊かなふるさと寒河江を
核の黒い雨で汚してはならない
市民のしあわせなくらしと
永久の平和を守るために
すべてのひとびととともに
非核三原則を堅持し
核兵器の廃絶を求め
全市民のかたい誓いとして
平和都市を宣言する。」

と宣言されています。

この中の「核の黒い雨で汚してはならない」とは、まさに放射線被曝を起こしてはならないとい

うことの誓いでもあります。したがって、私は核兵器の廃絶とともに放射線被曝を引き起こす原発は認めることができないのであります。そして、核と人間の共存はできないという思いであります。そこで、以下の点について市長の見解を伺いたいと思います。

一つは原発の安全性について。これまで専門家から多くの指摘があったわけですが、それを無視して「日本の原発は大丈夫」と原発を推進してきた政府や電力会社の姿勢についてどう思われているのかであります。

二つ目には、一般論でなく、福島第一原発事故が国際原子力事象評価尺度で史上最悪と言われたチェルノブイリ原発事故と同じレベル7と評価され、収束のめどさえ立たない状況に直面した現在、日本の原発政策についてどうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

三つには、原発事故後の東京電力や政府の情報開示のあり方についてもお聞かせをいただきたいと思います。

四つには、脱原発、自然エネルギーへの転換を大胆かつ積極的に図るべきだと思います。昨日の遠藤議員に対する答弁では、待ちの姿勢が感じられてなりません。もっともっと主体的にこの問題に取り組む姿勢を伺いたいと思います。きのうは、太陽光発電、小水力発電、地熱発電などが示されたわけですが、寒河江でできるものとしてはそれにバイオマス発電なども取り組める課題の一つではないかと思えます。したがって、このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、(2)市庁舎耐震対策について伺います。当局の説明によると市庁舎の耐震補強と建てかえを含め検討した結果、市庁舎の建てかえとなれば一つには建設費が17億円うち一般財源として11億円必要となるが、基金はゼロでその確保には今後10年程度の積立期間が必要になること。

二つには、建てかえまでに長期間要するために、その間に大地震が発生し庁舎が被災したときには迅速な復旧活動に大きな支障を来すとともに、職員の安全確保ができないなど課題があること。

一方で、寒河江市地域防災計画では市庁舎に災害対策本部を設置することになっており、これからの災害に備えて市庁舎の耐震化は喫緊の課題であり、災害対策の第一歩であることから耐震補強に多額の費用を要するものの早急に対応できる耐震補強が望ましいとの結論に達し、免震法による耐震補強工事関係の補正予算が今議会に提案されています。

市庁舎は永久的なものではなく、建てかえは必要であります。その建設費の財政支出を平準化するため、基金積立の必要性を私が初当選した1991年から提案し続けてまいりました。平成9年から平成15年までの実施計画には毎年1億円ずつあるいは5,000万円計上されてきたわけですが、実質的な積み立てがなされていないのであります。また、耐震対策についても再三の提案に対し市当局は、市庁舎は特殊な構造のため耐震補強工事ができないので、耐震診断をやっても意味がないとして拒否し続けたのであります。そこで、私が黒川紀章建築都市設計事務所と直接連絡をとる中で無償での耐震診断が実現し今日に至っているわけであります。

この間の問題点としては、一つは今回市庁舎の建てかえをしないで耐震補強で対応するとのことだが、これまで当局はこうした重要な事業を実施する場合、広く市民の声を聞いて進めたいと言われてきました。また、新第5次振興計画の中でも市庁舎整備検討委員会を設置することになっているのであります。ところが、今回もまた設計事務所と市の職員だけで決定されているのであります。

二つには、再三にわたる市庁舎の耐震化の提案について、当局は耐震化できない建物だと拒否し

続けてきました。しかし、できるし、やらなければならないのは明らかになりました。また、庁舎建設基金積立の提案についても平成9年から15年までの計画については、先ほど申しあげましたように毎年5,000万円の積み立てを計上しながら積み立てはされていません。この間の当局の判断は、まさに失われた10年の思いがしてなりません。同時に、職員を含めた当局の自浄作用の欠如であります。

三つには、市庁舎は築44年になります。免震補強で耐用年数は30年間保証されても、新聞報道にあるように建物の強度を高める耐震補強がされていません。鉄筋コンクリートの劣化や耐用年数も考慮しなければならず、今後何年間使えるのか定かではありません。また、庁舎5階部分が使用できない状態では、庁舎の有効活用ができていないのか、さらに二重投資にならないのか疑問であります。そこで、2点について伺います。

一つは、現市庁舎は免震補強として使用することはわかりました。基金を積み立てながら次の庁舎建設も遠からず来ます。その場合、別の場所に建設することを想定しているのか伺います。

二つには、こういう前段申しあげた問題、事態が起こるのは中長期の財政計画、とりわけ財政面の需要見通しがつくられていないことが要因の一つだと思います。このことについての見解と今後その必要性はますます大きくなると思われませんが、中長期の財政見通しと伺いますか、計画の作成についての見解を伺います。

次に、(3) 最上川寒河江緑地公園整備の課題について伺います。現地を見ると、この7月からの降雨による増水時には隣接する川べりの柳の木には流木やビニールなどのごみで無残な姿となり、景観上問題です。2008年12月議会での指摘に、当局は中山町分を含む川べりの整備は寒河江緑地と密接な関係があり、最上川をカヌーやボートで下り緑地に入るルートとしても、またフットパスとつながる散策路としても整備が必要なので、国交省と協議をしたいとの答弁でしたが、ことし8月時点で中山町に対しても協議も要請もされていなかったのであります。さらに、2.2メートル増水すれば緑地公園が冠水の危機にさらされたのではないと思われる現場状況でありました。

計画では、洪水限界水位は長崎観測点では14.27メートルとなっています。これを1.53メートルオーバーした15.8メートルの推移が1967年8月29日に記録されています。ゲリラ豪雨の発生など気象異変を見たとき、改めて洪水対策やリスクについての検証が必要だと思います。

今回整備された外周道路の路肩の一部が最上川の侵食によって崩壊するなど、放置できない状況になっています。

ところが、8月2日時点で寒河江市より国交省に対する護岸工事の要請がなされていなかったのので、早急に提出するよう市当局に求め今月5日付で要望書を出していただきました。昨日、国交省河川国道事務所からいただいた資料及び説明によりますと、この区間の川岸のり肩については、河川工事を要しない現況完成区間になっているのであります。こういった心配が2004年12月議会で松田伸一議員より取り上げられ、当局は整備に当たって国交省との協議の中で降水時における堤防への影響や治水上及び管理上の問題について綿密に検討を重ね、すべてクリアし着手している、また整備地の流域形態については明治以降変わっていないことや、皿沼地区の堤防は昭和21年から33年に築堤、48年に修正測量が行われ、その資料からも最上川寒河江緑地の場所はほとんど形態に変化はないと答弁されています。議会に示された計画図面には、公園整備地と最上川本流の間には十分な河川敷地が載っておりました。ところが、前述のとおり整備に影響が出るところまで侵食され

続けているのであります。そこで、3点について伺います。

一つは、議会答弁したことに対する対応がなぜ遅いのか。なぜもっとスピード感を持った対応ができないのか伺います。

二つには、護岸工事を早急にすることが重要であります。そこで、護岸工事の要望した場所及び候補、そしてその実現の見通しについて伺います。

三つには、安全対策として早急に設置してほしいのは、先ほど来申しあげている外周路へのガードレールの設置であります。

それから、もう一つは、水面広場の安全さを設置をしてほしいという強い地元からの要望もありますので設置すべきと思いますが、このことについての市長の所見をお伺いいたします。

次に、(4) 私道整備助成金制度の改善について伺います。この制度の対象となる道路は生活道路として利用されている道路で純然たる私道と、以前から官地の道路として不特定多数の人々が利用し、現在土地の所有は寒河江市となったが、市道に認定されないでいる道路、いわゆる公衆用道路です。補助金の額は事業費の50%以内で100万円を超えない額となっており、受益者負担があります。そこで伺います。

私は、公衆用道路を整備する場合の受益者負担は、私道、純然たる私道の整備と異なり本来なくすべきだと思えます。理由についてはだれでもが通行できる公衆用道路だからであります。現行の見直し是正について市長の見解を伺って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員から市政全般にわたって多岐にわたる御質問をいただきました。順次お答えを申しあげたいと思えます。

まず、福島第一原発事故と脱原発政策についての御質問でありますけれども、第1点は事故発生前までの政府と電力会社の姿勢についてどう理解をしているかであります。

世界的に原子力発電開発が始まったのは御案内のとおり1950年代以降であります。スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故によって原子力のリスクに対する認識が大きく上がったわけでありまして、日本におきましても、政府や原子力に携わる電力会社はこの原子力発電には潜在的な危険性が有しているということを認識をして多重防護の考えを基本に、念には念を入れてきているわけでありまして。安全であるということで説明してきたということになるかと思えますが、このことによって私も含め多くの国民がそのような認識であったと思えます。

しかしながら、このたびの原発事故の状況というのはそうした安全神話が崩れる、これまでの認識を改めさせられたものであったと言っても過言ではないと感じているところでございます。

次に、事故発生後の政府と電力会社の情報開示のあり方についても御質問をいただきましたが、現代の情報化社会においてはマスメディア、インターネットなどから多くの情報がリアルタイムで得られるということでありまして、その反面に正しい情報と不確実な情報が錯綜するということでもあります。風評被害を初めとしてさまざまな悪影響が見受けられるという状況があるかと思えます。多過ぎる情報によって、だれが本当のことを言っているのか、だれを信用していいのかという不安がまたストレスとなっていると懸念しているところであります。このたびの原発事故のような場合にこそ、正確で迅速な情報提供というものが必要であると痛感しているということでもあります。

次に、国の原発政策に対する見解ということでありまして、前の菅首相は「脱原発依存」ということを掲げていたわけでありまして、野田新首相におきましても長期的には脱原発を進めていく方向と伺っているところであります。つきましては、「脱原発依存」を進めるために代替エネルギー資源の開発を進めていく必要があると思っておりますし、きのうも申しあげましたが、安全であると言ってきた国の基準で今回の事故が発生したということでありまして、安全判断の基準というものを改めて見直す必要があると思っているところであります。

次に、再生可能エネルギー活用の本市の取り組みということで御質問をいただきましたが、昨日の遠藤議員の御質問にもお答え申しあげましたけれども、昨年度から県と一体になって再生可能エネルギーの活用について勉強会をしているところであります。県においては今年度に事業化可能性調査を実施する予定としているところであります。

きのうは太陽光、小水力、地熱ということを申しあげましたが、もちろんほかにもバイオマス等もいろんな形で可能性を調査していくということにしているところであります。特に、寒河江は農業、それから工業、いろんな面でそういうフィールドが整っているという県の考えもあって、その中で寒河江の土壌で地域で調査を進めていくということで、今積極的に取り組んでいこうという姿勢でありますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。

次に、市庁舎の耐震化についてお答えを申しあげたいと思っておりますが、川越議員の御質問の中にもありましてダブっているところがあるかと思っておりますが、御容赦願いたいと思っております。市庁舎につきましては、御指摘のとおり東日本大震災以前の時点におきましては今年度中に検討委員会を立ち上げて、あるべき姿と今後の方向性について検討していくということにしておいたところであります。

しかしながら、その後に大震災が発生して御案内のとおり三陸沿岸部の地方自治体の庁舎が甚大な被害を受けて多くの職員も犠牲となって、自治体の行政運営に大変な支障が出てきたということから、災害時に対応する職員の安全の確保、さらにはもちろんのこと災害対策本部となる庁舎の重要性というものについて我々は改めて認識させられたところであります。そのような状況をかながみまして、黒川紀章建築都市設計事務所の協力を得て庁舎の耐震補強の方法や庁舎建てかえの場合の事業費の積算を行っていただき、その方向性について検討を進めてきたところであります。検討の中で、耐震補強の各工法の中では免震補強工法だけが庁舎の構造耐震指標の目標値 I s 値0.9以上をクリアできるということから、費用はある程度かかるわけでありましてけれども、その分庁舎内にいながら、職員が庁舎内にいながら施工ができ執務機能にも影響を及ぼさない工法であるということが明らかになったところであります。

また、市庁舎建てかえの事業費の積算を行いましたけれども、新庁舎建てかえの概算額は現庁舎と同規模の床面積5,000平方メートルであれば約17億円の試算となったところであります。この額につきましては、あくまでも建設費だけであります。現庁舎の解体費用、それから仮設庁舎費用などが含まれていないわけでありまして、さらに、数億円の費用が必要になると考えられるところであります。この17億円の事業費に対する財源なども検討させていただきましたが、建設費だけでも約11億円の一般財源が必要になる見込みでありますことから、早急な建てかえについては財政的に見ても大変厳しいものがあると思っているところであります。必要な一般財源の確保には今後10年程度の積み立ての期間が必要になると見込まれたところでございます。

その一方で、議員御指摘のとおり寒河江市地域防災計画では市庁舎に災害対策本部を設置することになっております。これからの災害に備えて市庁舎の耐震化を図るということは喫緊の課題であると認識しておりますし、災害対策の第一歩であると判断をいたしまして早急に対応することができ耐震補強の方向で行くことにしたものであります。そうした意味で、今議会に関連予算を提案させていただいたところであります。

御質問の市庁舎を別の場所に建設することを想定しているのかという御質問でありましたが、先ほど申しあげましたとおり、現庁舎の床面積でこの場所に建設する場合を想定して積算していただいたものであります。別の場所への建設を想定した検討は行っておりませんでした。したがって、今後庁舎建てかえの具体的な構想機運というものが熟した場合に庁舎場所の検討はなされていくものと考えているところであります。

次に、中長期の財政計画についてお尋ねがございましたが、持続可能な健全財政を維持していくためには中長期的な財政見通しは当然立てておかなければならないと思っております。現在の実施計画の3カ年間の財政計画というものを策定しておりますけれども、それよりも長期にわたる財政計画については国の財政制度などの変化により不確定な要素が多々あるわけであります。御案内のとおり、財政計画というのは年度ごとに歳入と歳出双方を見込んで策定をするというものでありまして、歳入の見通しが不透明な中で長期的な財政計画を策定するというのは現実的になかなか難しいものだろうと思っております。

しかしながら、今後財政需要が見込まれる、例えば橋梁長寿命化の事業費でありますとか公共施設耐震化事業費などについては耐震診断などによりまして概算額を把握することは可能となるわけでありますので、現時点の確かな情報をもとにしてその他の財政需要も含め見通しを立てておかなければならないと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

続きまして、最上川寒河江緑地護岸の整備について御質問をいただきました。

まず、最上川護岸の崩落についてでございますけれども、この緑地は平成14年度から整備を進めてまいりましたが、これまでも最上川の流れというものは河道の中では毎年のように変化しているわけであります。今回のような本流の接近というのは、ここ一、二年ほど前から急激に見られるようになったものでございますので、その後においては出水時に巡視などの警戒を続けてきたところでございます。今年度に至りまして、6月の大雨による出水によって御質問にもありましたが、事業箇所に影響が出てくるおそれが出てきたために担当の山形河川国道事務所寒河江出張所と護岸整備について協議を行ってきたところであります。原因は最上川の河床の低下、さらにそれによる水の流速の変化で河道が変わり護岸工をしていない部分の土砂が流出したためと考えられているところでございます。本年度、最上川上流・村山地区改修期成同盟会において要望を行うとともに、先ほど御指摘がありました、本市においても早急に護岸工の整備を実施していただくよう東北地方整備局・山形河川国道事務所に要望書を提出しているところでございます。

次に、緑地の川べりについてでございますけれども、最上川寒河江緑地の整備に合わせてカヌーやボートの船着き場機能とフットパスとつながる散策ルートの整備の必要性について認識をして国道交通省と河川敷の整備などの、それから雑木の伐採などについて協議を行ってきたわけであります。しかしながら、この場所は出水時になると水をかぶる、いわゆる遊水地の機能を持つ河川敷となっておるわけであります。過去には出水により通路がなくなってしまい河川国道事務所では立入

禁止の措置を行った経過もあるようでございます。また、野鳥の営巣等も確認されておりますことから、最上川寒河江緑地の包括占用区域外で国の整備事業となるために河川敷の整備については今のところ実現は難しいと考えているところであります。ただ、景観上と安全性の観点から、雑木の伐採等の整備については引き続き河川国道事務所に要望を行いまして、平成24年度中の全面供用開始に向けて整備をしていただきたいと考えているところであります。

次に、護岸要望箇所の園路の幅員確保と安全対策について申しあげますと、先ほど申しあげましたとおり早急に護岸整備工事をしていただくよう国に要望しているわけでありましてけれども、この中で園路の幅員確保が可能となるよう協議をしていくとともに、安全さくの設置についても護岸工の完成後に河川国道事務所と協議をして許可を受けながら実施してまいりたいと考えております。なお、安全さくの設置までの間は、仮設の安全さくの設置などについて十分な対策を講じていきたいと考えているところであります。

次に、水面広場全体の安全対策ということもお尋ねございましたが、当施設は親水施設ということであるために計画当初から安全対策の検討、関係機関との協議を行ってきたところであります。安全施設は外側からとなりますと第一に2本のロープによるさくの設置、それから万が一転落した場合の補助用のロープの設置、そして救助用の浮き輪の設置などを計画しているところであります。景観や見晴らしなどについても十分考慮しながら計画したところですが、今後も平成24年度の全面供用開始に向けまして小学校や地区の方々とは十分話し合いを進めながら、なお一層の安全対策を進めていく考えでございます。また、その注意喚起の看板の設置、あるいは広報などについても鋭意努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、私道整備補助金の改善について御質問いただきましたが、この制度は市民の生活環境の向上を目指して昭和52年度から実施をしてきたわけでありまして。私道整備の補助と申しますのは、通常一般の通行に利用され一定の基準を満たしている私道について、路面の舗装や側溝整備等の工事費の一部を助成している、そういう制度であります。補助金の額は事業費の50%以内、100万円を限度とするということでございます。通常、官地と呼ばれております法定外公共物で市道となっていない生活道路の整備につきましても個人所有の私道整備補助金の補助率と同様に事業費の50%以内としているわけでありまして。これは、私道についてはさまざまな、御指摘のとおり所有形態があるわけでありましてけれども、個人所有敷地の私道も法定外公共物を敷地とする私道についても生活道路としての利用形態は同じでございますので、道路敷地の所有形態にかかわらず市民がみずから生活道路の整備を行うことに対する助成制度として、同様の取り扱いをして行ってきたところであります。今後とも市民生活の利便性向上のため、本制度を有効に活用していただきたいと考えているところであります。御指摘の点なども今後いろいろ研究していかねばならないとも思っているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1問目に対してそれぞれ詳しく答弁をいただきましたけれども、さらに理解を深めていきたいと思っておりますのでお尋ねをいたします。

まず、原発事故の関係でありますけれども、これまでの進め方、あるいは事故後の情報の開示のあり方について市長からそれぞれ答弁ありました。しかし、今回私全体的に質問しているのは、国に限らず寒河江市も同様のことがあるものだから、質問項目だけでなく前段にこういう問題点とし

てこういうことがあると指摘をしながらお尋ねをしました。そこで、原子力発電を進めてきた当局の、政府などの姿勢、それから事故後の情報開示のあり方について市長の一定の見解出されましたけれども、これを寒河江市の行政執行に当たって反面教師としてとらまえていく市長の姿勢をお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 もって他山の石としたいということでありますけれども、やはりいろんな情報が大量に、そして錯綜する中でいかに的確な情報を迅速に伝えていくか、そのために我々は何をしなければいけないのかということをややはりこの大震災、いろいろ我々としては大震災について学ばなければいけないことがあるわけでありますけれども、その一つとしてそういうことを肝に銘じてこれから市政運営、市の情報開示というものについて進めていかなければならないと感じているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

あと時間も10分になったので、全体的にはそれぞれ1問1答方式でも聞いていけない部分ありますので、後段の方の部分などについてあるいはいろんな部分、議会の場だけではなくて決算審査やいろんな場があるわけでありますから、問題意識は提起していますので、その場でも説明をしていきたい。よりよい市政をつくるために取り組んでいきたいと思いますが、時間の中で、範囲でお尋ねをしていきたいと思います。

脱原発、自然エネルギーの転換の部分でありますけれども、きのうも答弁ありました。県となどいろんな協議の場、勉強の場を設けて取り組んでいるのでという話があったわけであります。こういう課題こそ全国的に皆やっているわけでありますけれども、寒河江市としてはどういうことができるのかということをもまず研究するように市長から職員に指示を出す、職員がいろいろ検討する、そして県との協議の場に寒河江としてはこういうものがあると提起できるような、国から示され県で示されそのマニュアルを待っているような時代ではないと思いますので、具体的に私、西川町の土地改良区の総代もしています。先般、総代会がありました。西川町の土地改良区では、具体的に小水力発電などがもう提起をされています。したがって、寒河江市などでもいろんなところで小水力発電できる場所などがあるわけでありますから、そういう部分についてまず改良区という団体などもありますけれども、市の内部でまず職員たちがそういうものをまず研究して、そしていろんな機会にそれを出していく、いろんな団体にも協議に持ち込んでいく、こういうことをすべきだと思いますが、そうしたときに市長がそういう指示を、市の職員も指示待ち職員ではだめなんですけれども、そういう方向性をまず出すべきだと私は思うんですけれども、これは4万市民だれも異論のない部分だと思います。こういうものこそよそに先駆けてやるべきだと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおりであります。今回のいろんな実証実験の県とのコラボでの調査を進めるということについても、市の中でいろんな可能性、いろんな場面での可能性などについても検討した、それを県との協議の中で、事業化目指して進めていくという状況にあらうかと思いますが、そういった取り組みがさらにいろんな部署でいろんな施策の中で広がっていくということが大

事だろうと思いますので、いいきっかけにしたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 これもまたぜひ今の答弁どおり実践をしていただきたいと思います。

それから、庁舎の問題お尋ねしますが、今回は大震災があったので、いろいろ市民の意見を聞いて検討するいとまがなかったとか、そういう形になったということのようでありますけれども、先ほどもありましたように、この庁舎体力的に補強したんでないわけなんですね。今回、その補強工事は。地震を地下に、クッションを入れて揺れを逃がすという、こういう工法なわけです。しかし、建物自体はもう劣化もしているし、耐用年数もあるし、もう30年間、それで延長はできるといっても、体力的にもたないと思うんです。そうしたときに、別の場所に何年か後に建てかえをせざるを得ないとなったときに、今回のやつは銭がかかりますけれども、二重投資になりはしないかという問題があるわけです。したがって、こういう問題も、結果論でありますけれども、私は10年も、20年前から指摘をしてきている。ということで、やはり今のとおりでいくとやむを得ないという形でいっても二重投資になりはしないかという問題があります。

こういう部分は確かに緊急性があるにしてもやはり広く意見を聞く、あるいはまた本当に30年間延長はできても、この建物自体はどうなのかという部分、先ほどでは免震以外、地震の揺れを逃がす以外の工法では国の基準をクリアできないということも新聞報道にもなっておったわけでありまして、私も議会の説明ではそういう説明受けていませんでした。新聞報道で私わかったんです。

ということについてもきちっとやはり、先ほど市長が言ったように情報というのは正確な情報をスピーディーに出すということを感じたと言われながら、今回の問題だってそういうことが起きていますので。こういうことを謙虚に受けとめて生かしていただきたいと思いますが、そのことについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の庁舎の耐震化工事の調査については、川越議員からは御指摘をいただいたわけでありまして。我々としては現時点ではそういう状況からして早急な対応が必要だということで、考えのもとにそういう予算も提案させていただいたわけですが、御指摘の点は十分受けとめさせていただいて今後市政に反映させていただきたいと思っていますところでありまして。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今のことについてもぜひそのようにやっていただきたいと思います。

それから、財政需要見通し、これも立てなければならないという、財政計画のこと私も前から何回も言っています。入りと出と両方しなければいけないわけですので、財政面での財政需要額というか、これを教えていただきたい。それは立てておかなければならないという先ほどの答弁でした。したがって、これはすぐつくらなければならないんだと思いますし、そういうつくったものが私も議員という立場で寒河江市の事業のあり方、事業そのものの取捨選択をする上で極めて重要な資料データになるわけでありまして、そういった策定されたその種の情報はつぶさに議会に示していただきたいと思いますが、このことについての見解をお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 財政計画となるとなかなか難しいものがある、ただこれからどういう大規模な事業

が予想されるかあるいはそれに伴う事業費がどの程度見込まれるかということはきちっと見込みを立てていなければならないと思いますし、そういった状況などについては議会の方にもお示しをしてまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 この点についてもぜひそのようにやっていただきたいと思います。

それから、あと時間ありませんので、全体的に前に答弁されているようなことやなんかが、もちろん長もかわりますし、職員も管理職の皆さんも人事異動でかわるわけでありまして。したがって、前にどう言っていたかわからないという、後の人が後始末しないとならない状況が多々この間も出ています。したがって、その都度議会などの答弁はその場しのぎでなくてきちっと将来を展望した責任ある答弁をしていただきたいということと、同時に答弁したものは当局としてきちっと管理、あとの事後のフォローをしていくとか点検をしていくということが極めて重要だと思っておりますので、この点についての見解もお尋ねしたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議会に対する我々の市政の答弁ということについては、これまでもそうでありましてけれども、今後についても誠意を持って対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間がありませんので、先ほども申しあげましたように、この場だけでなくいろいろな機会を通じながら先ほど指摘しているような問題点を解消しながらよりよい寒河江市をつくり上げるために、私は議員という立場で引き続き取り組んでまいりますので、このことを申しあげながら私の一般質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お願いがあります。質問者、そして答弁者につきましてはマイクの効果的な活用をお願いを申し上げます。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号18番から20番について、15番内藤 明議員。

〔15番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は通告に従って一般質問を行いたいと思っております。質問に先立って市長並びに教育委員長に誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

初めに、自治基本条例の制定について佐藤市長にお尋ねをいたします。

市長は、平成20年12月の市長選挙で市民参加のわかりやすい市政を推進しますという政策を掲げ

られ当選を果たされました。そのことを実践されてか、新第5次振興計画は地域ワークショップによる話し合い、地域説明会などによって市民主体でつくり上げたと御自身のあいさつの中で述べられております。私はそうしたまちづくりが議論を重ねることによって、さらに前進するようお願いをしたいと思います。

さて、御承知のように首長は選挙時にこのように政策を公約し、当選後はそのことを強力に推進するリーダーシップを発揮しなければなりません。しかし、それが首長の仕事のすべてではなく、他方で自治をはぐくみながら市民自治システムを整備する大事な仕事があると私は考えております。そのことはその自治システム整備に力を入れて、それを活用することによって市民や職員の知恵や活力を引き出そうとするやり方で、このことをしっかりとやらなければ市民に対する長としての責任を果たすことにはならないものと考えております。

首長個人の力量で一時的にまちづくりの水準を高め客観的にすぐれたまちづくりが行われたとしても、その首長の任期は永遠ではなく、その交代とともにしぼんでしまいがちであります。これでは、いつまでたっても地域の自治能力は高まることはないのではないのでしょうか。

そこで、私は市民自治という視点でその普遍性を持たせるために、自治基本条例を制定し自治システムを整備しながら市民との協働のまちづくりをさらに前進させるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、首長の多選を禁止する条例の制定についてお尋ねいたします。自治体の首長の多選弊害についてはそのよどみなどが招いた不祥事として報じられ、これまで何度となく全国的に明るみになってまいりました。平成11年に旧自治省が設置した首長の多選見直し問題に関する調査研究会の報告書にもあるとおり、「独善的傾向が生まれ、助言を聞かないなどの政治の独走化を招くおそれ」などを初め、そこには多くの弊害が指摘をされております。このような弊害が指摘される首長の多選について、市長はどのような見解をお持ちになっているのか、初めにお伺いいたしたいと思いません。

また、こうした首長の多選を制限することについては昭和29年都道府県知事の3選を禁止する法案を初めとして国会等で議論されましたが、いずれも廃案となった経過があります。その後、首長の多選については地方分権をめぐる動きの中でも議論の対象となり、地方分権推進委員会の第2次勧告、地方分権推進計画、平成11年の前述した多選見直し問題に対する調査研究会等で議論されてきたことは皆様御承知のとおりでございます。さらに、平成19年総務省の首長の多選問題に関する調査研究委員会は、首長の多選制限について憲法上問題なしとして地方自治関係者や国会、政党を初め各方面に国民的議論を期待しているとしております。こうしたことを受けて多くの自治体で首長の多選を制限する条例制定がなされてきております。本市においても首長の多選を禁止するなどの制限する条例を制定すべきと思いますが、市長の所見をお伺いいたしたいと思いません。

次に、名誉市民と表彰基準についてお尋ねをいたします。市長や議員等にあつた方を市政発展や地方自治発展等を理由にした名誉市民や市の表彰の対象とするのは、その職務上からすれば当然のことで、なくすべきだという市民の声が多数あります。市民の目線からすれば審査会や選考委員会など第三者が入るとはいえ、これはまさに手前みそに受けとめられて、私もそうした市民の意見は当然のことだと考えております。そのことを真摯に受けとめ、他の事由による表彰ならともかく市長や議員歴での表彰基準は見直しすべきと考えます。また、名誉市民も同様と思いますが、市長の

見解を伺いたいと思います。

続いて、放射線量の測定と安全基準についてお尋ねいたします。文脈の都合上、最初に教育委員長にお尋ねいたします。

学校の校庭利用をめぐる放射線量の基準について、文部科学省はこれまで示してきた年間20ミリシーベルトの目安を撤廃する方針を固めたと、去る8月25日付朝日新聞が報じております。私の主観を入れないために、以下そのまま引用をいたします。

「基準を定めたことし4月に比べ大幅に線量が減ったため、児童生徒が学校活動全体で放射線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えるとの目標は維持するという。目標達成のため、学校で毎時1マイクロシーベルトを測定した場合は除染が必要との考えを示す予定で、26日にも福島県に通知を出す。ただし、校庭利用の制限基準はしないという。東京電力福島第一原発の事故を受け、文科省は4月福島県の学校で毎時3.8マイクロシーベルト以上が校庭で測定された場合、校庭の利用を制限すべきだという暫定基準を示した。子供が年間に受ける放射線量が20ミリシーベルトに達しないように設定された値だったが、保護者から「上限20ミリシーベルトでは高過ぎる」との批判が相次いでいた。文科省はこの夏、基準を改めて検討。自治体による土壌処理も進み、福島県内の学校の線量は現在3.8マイクロシーベルトを大きく下回っていることから「役割を終えた」としてこの基準を撤廃する考えだ」と掲載しております。

そこで伺いますが、文科省はこれまでこれを全国の都道府県に知らせ学校活動を行う際の参考にしてほしいとしているようですが、国際放射線防護委員会の勧告する放射線管理基準の年間1ミリシーベルトに照らして、文科省のこうした放射線量に対する基準をめぐる動向について本市教育委員会としてどのような見解をお持ちかお尋ねしたいと思います。

次に、市長にお尋ねいたします。こうした文科省の基準に対して全国には独自の基準を設けて対応する自治体があります。千葉県野田市は去る6月22日国が定めた上限の年間20ミリシーベルトを放射線量の被曝限度年間1ミリシーベルト、1時間当たりで0.19マイクロシーベルトとする独自の基準を定め市内の幼稚園、小中学校などで基準量を超えた場合は対策を講ずると発表いたしました。また、東京足立区では放射線量の測定値が毎時0.25マイクロシーベルト以上となった場合、年間被曝量が国際放射線防護委員会の勧告する放射線管理基準の年間1ミリシーベルトを超えるとして設定し、区立の小中学校の砂場の使用中止を決めて土壌を取りかえるなどの対策をとるとしております。同じように、葛飾区でも小中学校や幼稚園などの砂場の空間放射線量を測定した結果、毎時0.25マイクロシーベルト以上の数値が出た29カ所の砂場を使用中止し、再測定することになっていると聞いています。

寒河江市においても放射線量が毎時0.48マイクロシーベルトのホットスポットがあると、オークラ出版の放射線量ホットスポットマップに掲載されていますし、安全安心のまちづくりの視点からもこうした独自の基準を定めて対応すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、本市では小中学校や保育所等で放射線量の測定がなされておりますけれども、同じところでも比較的測定値が高いとされる砂場や芝生あるいは草むら、側溝なども含めて子供たちの生活実態に合わせて実施すべきと思いますが、市長並びに教育委員長にその見解を伺いたいと思います。

最後に、収穫期を迎え米などの農産物に対する風評被害が懸念されておりますが、その対応策について伺いたいと思います。実りの秋を迎える中で、米どころの新潟県では検査対象のすべての水

田からセシウム137が検出されたとされ、魚沼市も3月の一時期、放射線量のホットスポットになったということで生産者が不安になっているということが言われております。また、8月11日鉾田市では空間放射線量が毎時0.1マイクロシーベルトを超えたために、収穫を前に実施する予備調査の対象となった市内3カ所の水田から刈り取り検査をしたところ1カ所の米からセシウムが検出され、ほかの2カ所からは検出されなかったとメディアが報じましたが、生産する生産者の動揺する姿が映し出されておりました。

県が4月22日に行った本市の空間放射線量率は、地上50センチ、1メートルともに毎時0.12マイクロシーベルトで、土壌中の放射線濃度は、放射性ヨウ素は検出されず、セシウム137については183ベクレルで健康への悪影響はないとされております。しかし、生産者の皆さんはこの刈り取りを前にして風評被害が懸念され不安を隠せない状況にあります。市の対応策を伺って私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 内藤 明議員からは行政全般についてさらには放射線量の測定と安全基準、米などの農産物に対する風評被害対策ということで多岐にわたって御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、自治基本条例について御質問をいただきましたが、この件については平成21年3月議会、また平成22年12月議会においても御質問をいただいたところでございます。その際にも、自治基本条例と申しますのは自治体の憲法と言われているわけでありまして、一般的に情報の共有化や市民参加、協働などの自治の基本原則、そして情報公開、市民、首長、行政などの役割と責任などについて定められるものということをお願いしたところでございます。

私は、就任以来市民の皆さんと一体となったまちづくりを目指し、新第5次振興計画におきましても「市民が主役のまちづくり」というものを掲げながら市政運営をさせていただいているところであります。そういう意味では、自治基本条例に相通ずるものがあると認識しているところでございます。

しかしながら、まずは自治基本条例を定めることによる市民主役のまちづくりへの効果などについて調査研究させていただきたい旨を、平成21年3月議会の際に答弁させていただいたところでございます。

先行して制定された自治体の例などを調査、お聞きしたところでありますけれども、自治意識にさほどの変化は感じられないという報告から行政主導で条例を制定するよりは、むしろ住民みずからその必要性を認識をして機運が高まった上で制定の方向に向かうということが望ましいのではないかと、平成22年12月議会の際に答弁をさせていただいたところでございます。今もその考えに変わりはないわけでございます。

私は、就任以来、情報発信の活性化を進め、各種審議会委員の公募、さらにワークショップやパブリックコメントを実施してきているところであります。また、市民が地域づくりについて主体的に考えみずから実践していく地域活性化推進事業や重点プロジェクトの進捗状況を説明をして、市民目線での行政評価をいただく市民100人評価委員会なども現在進行しているところでございます。このような市民の皆さんの市政参加が今後より一層活発になって、その延長線上として市民が自治

基本条例について自発的に盛り上がり制定に至るということが、市民と一体となった本物の条例になるものと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、首長の多選を禁止する条例の制定について御質問をいただきました。御案内のとおり、総務省の研究会であります「首長の多選問題に関する調査研究会」におきまして、「多選制限については必ずしも憲法に反するものではない」という考え方が平成19年5月に示されているところでございます。ちなみに、全国の状況を見ても神奈川県で初めて神奈川県知事の在任の期数に関する条例を、知事の任期を連続3期12年までとする多選禁止条例を平成19年10月に全国で初めて可決、成立したところであります。しかし、施行日は「別途条例で定める」となっておりまして、現在まで定まっておらず法的な拘束力はないという状況になっております。

一方、多選禁止条例ではなく努力規定として多選自粛条例を制定している市区町村は全国には横浜市や川崎市、金沢市、さらには大田区、中央区などがございますが、そのうち川崎市、大田区は次期の首長まで対象としないで現職の首長を対象とする自粛規制を制定している自治体もあってございます。これは選挙の際に公約した首長がみずから自粛条例を制定しているようでございます。

私は多選によって研究会の指摘にもありますような独善的な傾向が生まれ、助言を聞かないなどの政治の独走化を招いたり、その弊害の方が多いということになれば、おのずと有権者の判断というものは首長に対して厳しいものになってくると思っております。多選を制限する条例制定についてどうかという御質問でありますけれども、全国的に見てもこうした自治体はまだ少数であります。国民的議論が高まっているとは必ずしも言いがたい状況になっておりますので、今後の議論の推移や国や他の自治体の動向などを十分注視してまいりたいと思っております。

首長の多選ということになれば、市長としての私自身に関することでもあろうかと思っておりますが、現在の私の心中といたしましては、私に負託されました任期におきまして4万3,000寒河江市民の福祉向上のために全力を傾注してまいり、その1点でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、表彰基準などの見直しについての御質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。御案内のように市の表彰につきましては地方自治の振興、さらには市政の興隆発展に寄与し、市政に功労のある者、また篤行者を表彰することを目的に昭和36年より条例で定めているところであります。公共公益の発展のために長く尽くした方をたたえ、他の模範として市民の方々に知らしめることで、さらなる公益増進を図る目的で行っているものでございます。その基準に該当する方であればどなたでも表彰のなるものとして理解しているところであります。特別に市長や議員であった方を制度の対象から外すということについては、積極的な理由は見当たらないのではないかと考えておりますし、栄典制度全体の面から見ても必ずしも適当でないのではないかと考えているところであります。

また、名誉市民につきましては社会の進展及び文化の興隆に貢献された方に対し、その功績と榮譽をたたえることを目的に昭和56年に条例で定められておるわけでありまして、けれども、同様の理由によりまして見直すことは現在のところは考えていないと思っております。御指摘の点もありますので、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

次に、放射線量の測定と安全基準について御質問をいただきました。独自の基準を定めるべきではないのかなという点でありますけれども、寒河江市内におきましては市内の各地域を代表する場所として、また子供たちの安心安全を確認するために市内全小中学校と市立保育所、それから市役所合わせて22地点におきまして6月以降に月2回の空気中の放射線量の測定を実施して、その測定結果を速やかにホームページ等で公表しているところでございます。そして、測定結果については、これまでは福島県内の学校の校舎・校庭などの利用判断における暫定的な目安である毎時3.8マイクロシーベルト、そして放射線量低減のための土壌対策の対象となる毎時1マイクロシーベルトを本市における参考としてきたところであります。

しかしながら、御案内のとおり8月26日に文科省から「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」の通知が出され、学校において児童生徒等が受ける放射線量は自然放射線等を含まない数字としまして、原則年間1ミリシーベルト以下とする。またこれを達成するために毎時1マイクロシーベルト未満を目安とするという言葉があったところでございます。

本市におきましては、現時点ではこの8月26日付の文科省の数値を参考とすることが妥当であると考えているところであります。

また、学校や保育所の砂場などの放射線測定について御質問いただきましたが、局地的に放射線量が高い場所、いわゆるホットスポットの把握につきましても8月26日付の文科省の通知において、測定して当該場所を特定し除染等のしかるべき措置を行うことが重要であるとされておりますので、本市におきましても砂場などの放射線測定を行い子供たちの安全安心の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、米などの農産物に対する風評被害対策について御質問をいただきました。米に限らず農産物の、農作物の風評被害を最小限に食いとめる方策につきましても、放射性物質検査を実証して検査結果を公表することによって農作物の安全性を消費者に広くかつ正確に伝えることが極めて肝要かと考えているところであります。

米の放射性物質検査におきましては国から8月3日に検査の基本的な考え方が示されているわけです。米は日本人の主食であり、摂取量が多く他の品目と比べ生産量も多い、さらには長期保存が可能であること、また生産農家数も極めて多く直接販売等を含め多様な流通形態にあることから収穫前の予備調査と収穫後の本調査の2段階の調査を行い、予備調査の結果によっては本調査を詳細に行うなど他の品目に比べ入念に調査するよう指示がなされているわけです。調査対象の区域としては、本県を含む14都県が示されているわけです。予備調査につきましても、収穫前の段階で放射性物質濃度の傾向を把握するために実施するものでありますが、国の方針では本来山形県は予備調査を実施する必要はないとなっているわけですけれども、米の主産県として調査をする必要があるという判断から県内では8月下旬から9月上旬にかけて、平成の合併前の旧市町村単位の44カ所で実施をされているところであります。

検査の結果、玄米1キログラム当たり200ベクレルを超えた場合、その旧市町村は重点調査区域となり作付面積約15ヘクタールごとに細分化して本調査を実施することになり、200ベクレルを下回った場合は昭和の合併前の旧235市町村単位で玄米を採取し調査するとなっているところであります。本市におきます予備調査については8月31日に1カ所で稲の刈り取りが行われており、9月12日ごろにその結果が公表される予定であります。本調査は収穫後に放射性物質濃度を測定し、出

荷制限の可否を判断するものであります。本県では9月12日に開始され、わせのあきたこまちや、なかてのはえぬきなどが対象となっております。本調査で玄米1キログラム当たり500ベクレルを超える放射性セシウムを検出した場合には、旧235市町村単位で出荷が制限されるということになります。寒河江市では7カ所から玄米がサンプルとして採取され、9月20日ごろに県内一斉に検査結果が公表される予定であります。また、つや姫につきましては、県独自のブランド戦略調査として県内44カ所で9月下旬に調査の予定であり、県産米の安全をアピールするため実施することとなっております。

本調査の結果が発表されるまで米の出荷は自粛するよう指示されているところであり、本市も農家の方には9月1日に農事実行組合を通じチラシを配布して周知を図っているところであります。また、市民の方には9月5日号の市報の配布に合わせ全戸にチラシを配布してお知らせしているところであります。

米についてはこうした国や県、市を挙げての安全性の確認と公表によりまして、安心して食べられる主食として国民の信頼が得られていくものと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 内藤議員から、私には放射線量の測定と安全基準について二つの質問がございました。

最初の、今回の文科省の放射線量の基準をめぐる動向についてお答えしたいと思います。

ただいま議員からの御指摘にありましたように、文部科学省は8月26日、それまでの福島県内の学校の校舎・校庭などの利用判断における暫定的な考え方というものを見直しまして、学校に、ただいま市長の答弁にもありましたけれども、学校において児童生徒等が受ける線量については原則年間1ミリシーベルト以下とし、校庭・園庭の空間線量率については毎時1マイクロシーベルト未満とする、などの今後の対応策を示したところであります。これは従来の基準、考え方が、今後できる限り児童生徒などの受ける線量を減らしていくことが適切であるとした上で、夏休みが終了するおおむね8月下旬までの暫定的なものというものであったことと、それから福島県内での学校の校舎・校庭の線量低減、低くなっている、そういう状況などを踏まえて今回新たに基準を示したものと理解をしております。

このような安全基準につきましては、基本的に児童生徒、子供たちの生命を守り安全を確保すると、できるものであり、するものでなければならないということを考えております。現在寒河江市では市内の22カ所を定点として独自に空気中の放射線量を測定しておりますが、この22カ所の測定地点には市内の小中学校全校のグラウンドが含まれております。この学校におけるこれまでの測定結果を見てみますと、最高の値でも毎時0.14マイクロシーベルトでありまして、今回示された文部科学省の新基準である毎時1マイクロシーベルトの値を大きく下回っているという現状にあります。

2番目の、ホットスポットと言われる学校の砂場などを含めて放射線量の測定をすべきではないかということの質問でございますけれども、ただいまこれについても市長の答弁がございましたが、今後御指摘の場所につきましてもこれらも含めて実施してまいります。そのようにして児童生徒の安全の万全を期してまいりたいと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。内藤議員。

○内藤 明議員 第1問に御答弁をいただきましたが、さらに議論を深めるために、理解を深めるために再度質問させていただきたいと思いますが、自治基本条例の制定についてお尋ねをしましたが、平成21年3月、それから平成22年12月にも同じような質問があったということで、私も答弁見ておりませんでしたので、大変失礼したと思っていましたが、前にも私もこの議場で自治基本条例の制定についてお伺いしたことがあります、前にもこういうことを申しあげたと思っておりますけれども、当時の市長はそうした考え方といますか、理念といますか、そういうものをお持ちでなかったのかどうかわかりませんが、グラウンドワークとかあるいは協働という用語をお使いになっておたわけでありまして、しかしどうも私にはそうした用語だけをつまみ食いをしたように感じておたわけでありまして、ですから当時のミニコミ紙なんかで、昔人足今グラウンドワークなんてやゆされたことがあったと思っております。

市長言われましたとおり、自治基本条例については自治体の憲法のようなものと仰せになりました。今現在、市長が市政運営に当たって市民参加やワークショップ、あるいは公募による評価員制度なども行いたいということでやっている。これはいいんじゃないかという考え方のようにありますが、私はさっきも申しあげましたとおり、そうしたことに普遍性を持たせなくちゃいかんのではないのかなと思っております。市長だってもちろん生身の体でありますから、いつどんなことが起こるか分からない。こうした今やっていることが次の代、あるいはどなたが市長になってもこうしたことがやられるようにということでこうした提起をしているわけでありまして。

そういうことで、市民全体でやろうねといういわば憲法と市長言われましたが、私は教本みたいなものじゃないかなと思っておりますけれども、そういう中では市長は盛り上がりが必要なんだと言われました。そのことも私はわからないわけじゃありません。しかし、制定に至るプロセスも必要だと言われました。大事だと言われましたかな。そう言われました。それも私は十分わかります。しかし、時には行政側が先導といますか、市民を醸成するといいますか、そういうことも必要なんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申しあげましたけれども、私自治基本条例について要らないとか否定するものでは毛頭ありません。そういった自治体の憲法だということを申しあげたわけでありまして。それはいずれやはり必要になるのではないかと思います。そういった必要になったときにどうしてもほかの例を引くと恐縮でありますけれども、自治体の例などを見るとどうしても形をつくって、仏をつくって魂入れず的などところがあるのではないかと思います。ですから、そういった意味で市民の皆さんがやはりこういうものをつくっていく必要があるのではないかと自覚をしていくような土壌づくりということから始めていくということが必要なのではないかと思っております。行政からやらされてでき上がる条例であっては、果たしてその効果というものが懸念される

と思いますし、まずは今の段階ではいろんな形を通して市民主役になっていくまちづくりを進めていきながら、そういった条例の制定の機運が高まればと思って努力をしているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長の申されるとおり、それは私も全然わからないわけじゃないんです。そのことも大変大事なことだと思います。そういうプロセスですね。しかし例えば、こんなことを申しあげては大変失礼ですが、必要に迫られてこの条例が出されるというだけでは、これは今までもそうだったと思いますけれども、ないですね。

例えば、一番最初に情報公開条例をつくった金山町がそうだそうであります。そうしたところでもそうした住民の盛り上がりなどがあってそうした条例がつくられたわけではないと思いますし、多分本市でも情報公開条例が制定されておりますが、その際だってそんなに住民の盛り上がりがあったわけではないと思います。したがって、そういう意味では行政が先導する、あるいは市民の意識を醸成するといえますか、そういうことだって私は必要なんじゃないのかなと思いますので、そういう行政については市長はどうお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 情報公開条例の例を引かれたわけでありましてけれども、情報公開条例と自治基本条例についてはやはり市民の立場からすると若干意味合いが違うのかなと思うわけでありましてけれども、そういった行政がリーダーシップをとってこういう新たな取り組みをしていくことは中には必要かと思えます。ただ、何度も申しますけれども、やはり行政からやらされているようなものは私としてはつくりたくない、できれば実のある市民が積極的に参加できる、そういう条例の制定に持っていければと思っておりますので、そういった機運を醸成するためのさまざまな取り組みというものを現時点していると御理解いただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私、うがった見方しているわけじゃないと思いますけれども、もしかするとこの条例をつくると、一定の行政側には枠がはまるといえますか、今までやっていることと同じだから必要ないという考え方もおありなのかもわかりませんが、しかしそうした条例をつくれれば行政側にとっては「ねばならない」ということが出てくるわけでありまして。そういうことからしますと行政側にとっては、一面やりにくくなる面があるのかなと思います。

市長はそういうことはないと思いますが、理念でわかっているつもりでもやりたくないということではないですね。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在いろいろな形で市民参加の取り組みをしているわけでありましてけれども、現在制定されている他の自治基本条例の枠を超えた、いろいろな市民参加の取り組みというものを寒河江市でも実施をしているわけでありまして。そのために、いろいろな我々の仕事の上でも新たな負荷と申しましょうか、その中で事業展開をしているということになっておりますので、そういった意味からのおっしゃるような視点での基本条例の制定について消極的だという御理解は当たらないと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私の余計な心配だったのかもしれませんが、であればなお結構なんです、研究を

していきたいということでもありますから、議会用語の研究とか検討とかなかなかいろんな広い意味で使われますので、本当の意味で研究をしていただきたいと思われま

す。時間も経過しておりますから、次の問題に入りたいと思いますが、多選、市長のわかりやすく言えば市長の多選禁止の条例についても伺いました。それは市長の政治的な考え方でもありますからそれはそれで結構なんです、私はそういう意味で市長というのはつまり人、物、金を一同に掌握している最高権力者なんです。したがって、そうしたところに長くどまると政治の、先ほど申しあげましたが、独善化とか人事の偏向とか行政のマンネリ化とか、こういうことを招くおそれがあることを指摘したわけでもありますけれども、そういう意味で市長の任期期間というものは2期8年、長くても3期12年あたりが適当なのではないかなと思っております。そういうことに関しては市長はどう思いますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件についてはなかなか難しい回答になろうかと思えます。と申しますのは、先ほど申しあげましたとおりそのことについては私自身に関連する問題でありますので、現時点では先ほど申しあげましたとおり市長の、寒河江市長ということであれば市長の多選については、私は今の時点では現在の任期中に全力を傾注しているということで考えているところであります。

ただ、一般の首長の多選についてどうかということでもありますれば、先ほどの例もありますとお

り研究会の指摘などもあって、多選になればそういういろんな面での弊害が生じてきている例もあるというところは十分認識しているつもりであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 質問が多岐にわたっているものですから、時間も大分経過してきたわけですが、御自分の自身の問題にかかわるということではなかなか答弁しづらいということでありました。任期中で全力を傾注するというのは当然のことだと思いますが、市長御自身のいわゆる政治哲学としてはどうなのか、こういうことでございます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 多選というのをどの程度多選と判断するかなどということも一つの議論になろうかと思えますので、そういった研究会のいろんな御指摘というものは謙虚に受けとめ、またある程度理解をしていると思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次の議題もあるんですが、なかなかお答えできないといいますか、厳しいような立場にあるのかなと思っております。私も知っておりますが、長く務められても立派な首長、市長さんもおられます。ですから、資質の問題があると思えますけれども、例えばことわざにありますとおり「流れる水は濁らず」とかいろいろありますね。そうしたことを十分踏まえていただいて今後の対応をしていただきたいなど、御自身の身の振り方をしていただきたいと考えております。

市長も年齢が私より一つか二つ上でいらっしゃると思いますので、大体70歳近くなると3期ぐらいなるのかな。大体おおよそ見当はつきますけれども、ぜひそうしたところについても注意して市政運営に当たっていただきたいと思えます。

それから次に、名誉市民、それから表彰規定の見直しということも伺いました。端的にお尋ねし

ますが、市長御自身が名誉市民や表彰の基準に照らして対象にされた場合は市長はどうなさいますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、この表彰規定については長く市政全般にわたって、地方自治の功労ということもありますが、そういったところで市政の発展に貢献された方と理解をいたしますので、私は現時点ではまだ長いというわけではもちろんありませんので、そういったことは現時点では考えておりません。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そんなに難しいわけじゃないんですね。

私もこうした問題につきましては、例えばこの前も全国議長会の20年表彰で川越議員が表彰されましたが、そんなのやめるべきではないかと申しあげたことがあるんですが、これは何もけちつけるわけじゃないですよ。そういう意味からして、なった場合どうされますかということなんです。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、市政の発展ということの中には自治の振興、自治の発展に貢献した方ということのも当然入る、対象になると理解しているところでもありますので、議員の人もそうですけれども、首長もその対象からその顕彰の対象から外すということについては積極的に外す理由というものなかなか見つからないのではないかと見出せないのではないかと理解しております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 こうした問題についてはおおいいろいろな機会に、別のところででもお話をさせていただきたいなと思っています。

それでは次に、放射線量の独自基準についてお伺いしたところでもありますけれども、時間も大分経過しておりますので、端的にお聞きしたいと思います。文部省の言うように例えば小中学校・保育所等の測定に関しては砂場等も実施したいというお話でございました。市長もそうお答えになったと思いますが、実際、今やられているのは地上50センチとか1メートル、こういうところではかられて、0.1あたりを境にして0.12とか0.09とかその辺を条件にあると承知をしていますが、生活実態に合わせて地面とか砂場であれば地面とか、草むらであれば草むらの上とかそういうところで実測していただきたいなと思いますが、そうしたところについてはいかがですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今おっしゃるとおり、そういった実際の子供たちやあるいは市民の人たちが生活している高さ、レベルにおける測定というものを念頭に置きながら進めていきたいと思っています。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 所管は別ですが、教育委員会も同じですよ、考え方は。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 同じでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと別な角度で教育委員会にお聞きをしたいと思いますが、給食の食材についてセシウムが検出された牛肉を食材として使ったということで報道がなされた自治体がありますけ

れども、本市では給食の食材などについての測定とかはやられておりますか。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えします。

子供たちの安全安心というのが一番大事なことでありますので、食材の購入については特に地産地消ということを主に心がけておまして、先日も牛肉のことについてありました。全頭検査のことで安全が確認されたという証明書をもって牛肉を購入するという、山形県産を対象にして購入するというので給食に供していますし、農産物についてもそれぞれ県で検査しているわけでありまして、そのことについても安全は確保されているのかなと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ただいまの答弁はわかりました。

それで、この前実は中学校給食を試食させていただく機会がありました。その際に、私気にかかったものですからお聞きしますが、薬物ですね、薬物が冷凍食品を使っているということでの説明があったものですから、少し心配しているんですが、今地産地消のお話がありましたけれども、当時は私はJAさがえ西村山の方と連携されて仕入れなさっているとおったものですから、ちょっと困惑したんですが、そうした冷凍物の食材は生産地はどこになっていますか。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 野菜、薬物についてはできれば地産地消ですべて間に合えばよろしいわけですが、季節によっては当然入らないものもあるわけです。ただ、今私の手元にどこからという産地についてはわかりませんが、青果市場の方を通して、市場を通した品物で購入しているということしか今の時点では申しあげられません。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 青果市場から取り入れているから今わからないということではありますが、ぜひそういうこともお調べになって対応されるようお願いしておきたいと思えます。

あと1分少々になりました。

最後に、農産物の風評被害の対応をお伺いいたしました。県等の基準に基づいて調査方針であるということも答弁としてなされましたが、私ここに食の安全安心のためにというチラシも持っています。だから大体のことはわかりますが、ただきょうの朝日新聞にちょうどきょう入りました。「基準あいまい食に不安」という見出しでこういうふうに入ったんですね。その中に放射性物質の値が国の暫定基準以下あるいは不検出であっても、検出できなくても消費者の不安をぬぐえず生産の現場は戸惑うということを書いてあります。その中に筑波大大学院の氏家清和助教授ですか、この方が調べたらしいんですが、放射性セシウムの暫定基準であっても買わないと答えた人は県産米、いわゆる各地、茨城、宮城、福島県の県産米について首都圏で5割以上が、それから関西圏で6割以上に上ったということですね。不検出でも、検出できなくても買わないという人も首都圏で約3割、関西で約4割以上いたということでもあります。このことをぜひ踏まえて対応していただきたいということをお願いして、私の答弁を終わります。質問を終わります。

那須 稔議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号21番、22番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告してある件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の見解を伺います。

それでは、通告番号20番、環境行政について伺います。

初めに、寒河江市環境基本条例の制定について伺います。

私たちの寒河江市は北に月山・葉山、東に奥羽山脈、南に蔵王、西は朝日連峰に囲まれ緑豊かな自然環境と田園の広がりから恵みを受け、清流寒河江川と山形県の母なる川最上川が流れる美しいまちとして長い歴史を築いてきました。この自然に恵まれた寒河江市も生活の便利さ、物質的な豊かさを優先した生活様式の変化に伴い、さまざまな環境異変が生じ急速な取り組みが迫られています。美しい郷土、そして地球を次世代に残していくことは今を生きる私たちの責務であります。このような環境問題に取り組むために、「共存・共栄」、「安全・安心」、「循環型社会」、「参加と協働」を柱とする取り組みの方向性を示した寒河江市環境基本条例を策定することが望まれます。

昨年12月議会での質問に対して市長は、平成5年に策定された環境美化基本方針から既に17年を経過し、時代環境も変化しており、そういった状況の変化を踏まえて来年度に全面的な見直しをしてまいりたいと考えている。そして環境美化基本方針の見直しの際には当然市民の皆さん及び事業者、行政も含めたすべての市民が協働の理念のもとによりよい環境を創造していくことを内容とする環境基本条例の制定も、当然のことながら念頭に置いて進めていかなければならないと考えているとの答弁をしています。

それに、新第5次振興計画においても環境を守り快適な暮らしの実現を目指し、将来にわたる自然と調和する快適な都市環境の構築を図るために寒河江市環境美化基本方針の見直しを図ることをうたっています。そこで伺います。

一つには、環境美化基本方針の見直しについてどのように検討されてきたのか。策定に当たってのスケジュールをどのように考えるのか伺います。

二つには、環境美化基本方針の見直し、あるいは計画の策定に当たっては市民合意の形成という観点から市民参加を促す手だてを講じる必要があると考えますが、この点についての考えを伺います。

三つには、環境に配慮されたまちづくりは行政だけではなし得るものではありません。市民、事業者の協力が必要と考えます。市民や事業者の合意形成を図るための取り組みについてどのように考えるのか伺います。

2点目には、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて伺います。

現在の環境は大量生産、大量消費、大量廃棄による社会活動によって地球温暖化やオゾン層の破壊などといった地球的な規模の環境問題を引き起こし、私たちの生存基盤にまで影響を及ぼすに至っています。こうした環境問題の中で温室効果ガスによる地球温暖化については、その影響が広い地域に及び長い期間影響を及ぼすなど、地域から地球規模にまで及ぶ問題として深刻視されており、その解決には行政・事業者・市民が協力して一体となって取り組むことが求められています。

本市においては、平成21年から経済の活性化を目的としています。寒河江市住宅建築推進事業補助金を活用し、太陽光発電システムなどの設置に対する費用が助成されるなどの取り組みがされ

てきています。そこで、さらなる温室効果ガス削減に向けた取り組みとして以下の取り組みについて考えを伺います。

一つには、電動アシストつき自転車の購入費助成について伺います。温室効果ガス削減に向けた取り組みをしている先進市では、マイカー通勤から自転車通勤を検討する市民に対して、電動アシストつき自転車の購入について補助制度をつくっております。本市においても通勤や買い物時における自動車使用から自転車への転換を促進することにより二酸化炭素の削減を図り、地球温暖化対策を推進するための電動アシストつき自転車の購入費の助成をしてはいかがなものか考えを伺います。

二つには、公民館分館への太陽光発電システム設置助成について伺います。公民館分館は生涯学習の場として地域住民が集い来る地域の公的な施設であります。これらの公民館分館に、温室効果ガス削減などの温暖化対策の取り組みとして太陽光発電システム設置を希望する場合、寒河江市住宅建築推進事業補助金の対象外となっているため助成されません。地域住民の温暖化対策の取り組みの推進と太陽光発電等の有効な利用促進を図るためにも、公民館分館に対して太陽光発電システム設置の助成をすることについていかがなものか考えを伺います。

三つには、クールアース・デーの取り組みについて伺います。地球温暖化対策は自治体だけでなく各家庭や市民一人一人の取り組みが欠かせない重要な課題であります。ふだんの生活の中でエアコンを少し控えるなど、また水や電気を節約するなどといった身近にできる市民参加型の運動の推進が望まれます。そういった取り組みの一つがクールアース・デーであります。クールアース・デーは7月7日七夕の夜に全国で一斉に照明を消すことで温室効果ガス削減への国民の理解を深める運動として2008年に創設されました。毎年7月7日を地球環境の大切さを再認識し、家庭や職場における取り組みを推進するためとして七夕の日をクールアース・デーとして進められています。そこで伺います。

今回の震災、特に原発問題等があり節電意識の取り組みが叫ばれています。今後市民みんなで地球環境を考え、環境にやさしい取り組みの輪を広げ温室効果ガス削減に向けたクールアース・デーによるライトダウンなどの取り組みについての考えを伺います。

四つには、公共施設への太陽光発電システムなどの設置について伺います。平均気温の上昇や地球規模での気象が急激に変化しており、その原因は温室効果ガス排出によるものであることは科学的に疑う余地がありません。このまま排出が続けば私たちの生存基盤である地球環境に多大なる影響を与えることも懸念されています。そんなことから、地球温暖化対策として温室効果ガスである二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの利用が注目されています。中でも、太陽の光を利用した太陽光発電はクリーンな石油代替エネルギーとして、ほかのエネルギーに比べ安定した供給源としてももちろんのこと、地球温暖化防止の観点からも新しいエネルギー源として期待されています。

本市においては、国の交付金において昨年白岩小学校と南部小学校に太陽光発電システムを設置しています。このように太陽光発電システムを公共施設に設置して積極的に活用されることが望まれます。そこで伺います。

地球温暖化防止のシンボルとして、役所みずから市民に対して温室効果ガス削減や節電などについて取り組みを周知するためにも、公共施設へ太陽光発電システムを設置する必要性が高いと考えますが、見解を伺います。

3点目には、地球温暖化対策推進計画などの策定について伺います。

地球温暖化への国の対策として「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年に成立しました。その後、平成14年に改正があり、京都議定書の締結を受けて目標達成計画の策定、必要な体制の整備が図られました。この地球温暖化対策推進法においては、地方公共団体の責務として温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講じること。また事業者や住民が温室効果ガス排出の抑制などについて行う活動の促進を図るための情報の提供などについて努めるものとしており、地方公共団体に重要な役割があることを明示しております。そして、新第5次振興計画では、市内全域の温室効果ガス抑制のために地球温暖化対策推進計画を策定し、温暖化に対する意識改革を図るとなっています。そこで伺います。

一つには、各自治体において役所などみずからの事業活動で排出量を削減するなどの温暖化対策を進めることが義務づけられています。そこで、本市の市役所においても温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策実行計画の策定が義務づけられていますが、どのようにされているのか伺います。

二つには、平成14年地球温暖化対策推進法の改正によって温室効果ガスの排出抑制等の計画の策定に努めるものとされ、地域推進計画の策定が法的に位置づけられました。昨日の一般質問の答弁で、来年度に策定する予定との答弁がありました。策定される地球温暖化対策推進計画について、位置づけをどのように考えるのか見解を伺います。

次に、通告番号21番、人に優しい対策について。

初めに、自殺予防対策について伺います。

平成22年度における交通事故死亡者数は全国で4,863人、これに対して自殺による死亡者数は3万1,690人となり交通事故死の6倍という恐ろしい社会現象となっています。交通死亡事故の撲滅を目指す取り組みは多く見られます。自殺対策についても十分な取り組みが望まれるところです。

自殺者が13年連続で交通事故死亡者の4倍から6倍を超える3万人台となっている現状の中で、国を初め自治体が自殺防止へ必要な手を打つことを責務とした自殺対策基本法が平成18年に成立しております。同法は、自殺が個人の問題だけにとどまらず、その背景に過労や倒産、いじめなどの社会的要因があることを踏まえ、自殺は社会の問題であると位置づけ、自殺対策を社会的な取り組みとして自治体の責務を明記しています。その上で、自治体に取り組むべき基本的な施策として一つには自殺防止に関する調査研究や情報収集、それに二つには自殺未遂者など自殺の危険性が高い人の早期発見システムの構築や発生回避など、三つには自殺未遂者と自殺者の親族に対する心のケア、四つには市民団体やNPOなどへの支援、五つには自殺防止に関する教育、広報活動の推進などが打ち出されております。このように自殺防止対策は基本法の成立によって大きなターニングポイントを迎えましたが、しかし依然として多くのとうとい命が失われています。自治体においても実行力ある有効な対策の実施が強く望まれるところです。そこで伺います。

一つには、本市における過去5年間の自殺者数の推移と自殺者の主な要因について、調べられる範囲内で伺います。

二つには、専門医による心の相談体制と自殺予防対策についてどのように取り組まれているのか伺います。

三つには、関係機関や団体と連携して本市の自殺者の原因や防止対策について推進し支援するた

めの自殺予防対策協議会の設置についての考えを伺います。

次に、視覚障がい者への取り組みについて伺います。この質問は辻議員からもありましたが、質問において重ならないように質問をさせていただきます。

視覚障がい者による身体障害者手帳の所持者は本市において現在112人の方がおられます。こうした方々に対する情報の提供の手段としては従来から点字が普及しており、公共施設や駅、エレベーターなどさまざまな場所での点字による案内を見かけます。しかしながら、中途失明の方がふえたこともあり、視覚障がい者のうち点字を判読できる方は全体の約10%程度にすぎず、大多数の視覚障がい者の方にとって情報を入手する手段としては音声に頼る以外にありません。そんな中、視覚障がい者への日常生活用具の給付として対象になっている活字文書読み上げ装置の設置を積極的に推進し、情報のバリアフリーをより一層進めていくことが望まれています。

それに一人では外出できない視覚障がい者に付き添って買い物などの外出の際に案内してくれる移動支援の取り組みも求められています。そこで伺います。

一つには、視覚障がい者の方々の情報バリアフリーを推進していくためには、本市においてこうした活字文書読み上げ装置の設置や音声コードによる情報提供を進める一方で、利用する方が利用しやすい環境を整えていくことも必要だと思います。そのためにもまず、行政の窓口に活字文書読み上げ装置を導入してはいかがなものか伺います。

二つには、一人では外出できない視覚障がい者に付き添って歩行の介助や誘導するなどの移動のための支援の取り組みについて、業者による個別ヘルパー派遣もありますが、それとは別に身体障害者福祉協会などへ委託する形でガイドヘルパーとして登録し、必要に応じて視覚障がい者が利用できるようなボランティアを主体としたガイドヘルプの導入についての考えを伺います。

以上で第1問とします。

私の質問の中で、通告番号がそれぞれずれておりまして、最初の通告番号が20番が21番で21番が22番となりますので、よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 那須議員からは環境行政について、それから人に優しい行政の展開、対策についてということで何点か御質問をいただきましたので順次お答えを申しあげたいと思います。

本市の環境行政につきましては、平成5年に策定をいたしました環境美化基本方針に基づいて市民、事業者、行政が一体となり自然環境の保全活用、快適な居住環境の整備に鋭意取り組んできたところであります。しかし、議員御指摘のとおり環境美化基本方針策定から17年が経過をして策定当時と都市基盤整備の状況を初め環境に対する市民の意識も大変変化してきておりますので、新第5次振興計画において環境美化基本方針の見直しを掲げたところであります。見直しの方法といたしましてはこれまでの環境美化基本方針というものを発展的に解消し、新たな環境行政の基本となる「寒河江市環境計画」を策定していきたいと考えているところであります。

この環境計画策定には、計画を位置づけるための条例の制定ということが必要となってまいりますので、現在条例制定に向けた準備作業を進めているところであります。

次に、環境条例策定から環境計画策定に当たっての市民参加についてお答えを申しあげたいと思いますが、条例は環境計画を策定するための手続的な条例ということになるわけでありましてけれど

も、内容といたしましては目的、定義などを定めていく条例になるわけであります。この条例制定に当たりましては検討委員会というものを設置をして条例の骨格をまとめていただいて、その段階におきまして市報、ホームページなどを活用してパブリックコメントを求めて多くの市民の皆様から御意見をちょうだいしてまいりたいと考えているところであります。もちろん、条例の制定でありますから当然のことながら議会の皆さんにもお示しをして御審議をいただくということになってくるわけであります。また、環境計画策定におきましても、市民、団体、事業所、公募委員などで組織をします審議会というものを設置をして審議をいただく考えでございますが、条例策定、その後の計画の策定におきましても多くの市民の皆さんから御参加をいただいて議論をしていただくと考えているところであります

次に、環境に配慮したまちづくりと市民の合意形成についてお尋ねがございました。御指摘のとおり、環境に配慮したまちづくりは行政だけでなし得るものではないわけであります。本市におきましては、市民の皆さん、団体、事業者、行政が一体となって一斉クリーン作戦やらフラワーロード植栽事業を初めとするさまざまな環境美化事業が実施され、多くの方々に御協力をいただいているわけでございます。こうした合意形成を図っていくためには、各事業の実施に当たり市民の皆さんそれから事業者の皆さんの声を真摯に受けとめてこれを反映していくということが基本であろうと思います。引き続き、市民の皆さんの声を大切にしながら第5次振興計画で掲げております「環境を守り快適な暮らしの実現」に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります

次に、電動アシストつき自転車の購入費助成についてお尋ねがございました。電動アシストつき自転車については、山形県自転車軽自動車商協同組合の調査によりますと昨年度県内では約1,100台販売されております。全国的に見ても年々販売台数が増加傾向にあるようであります。自動車から自転車への転換が促進されれば、当然のことながら温室効果ガス排出が削減され温暖化対策の推進につながると考えているところであります。

御質問の電動アシストつき自転車の購入費の助成につきましては、既に一部の自治体において実施をされているようでございます。本市の温室効果ガス削減に向けた取り組みにつきましては、今後策定を予定しております温暖化対策推進計画の中で具体化されるものと考えておりますので、この電動アシストつき自転車への購入費の助成につきましても、計画策定時における議論の内容、他の自治体の状況なども参考にしながら検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、公民館分館への太陽光発電システム設置助成についてお答え申しあげたいと思います。現在、公民館分館を新築、購入、改造、増築する場合、または駐車場を舗装する場合については、公民館整備事業費補助金による助成制度があるわけでございますけれども、現在のところこの太陽光発電システムの設置は補助対象にはなっておりません。しかしながら、御指摘もありましたが、昨今の再生可能エネルギー特別措置法の制定など国のエネルギー政策として再生可能エネルギーの活用が求められている状況にあるわけであります。つきましては、多くの分館から要望が寄せられるという状況などによりまして、ただいまの補助金の交付規定を改正するなどの対応について教育委員会の方とも十分協議していく必要があると考えているところであります。

次に、クールアース・デーの取り組みでございますけれども、御指摘のとおり毎年7月7日をクールアース・デーとすることが平成20年に決定をされ、官公庁や企業を中心にライトダウンなどの

温室効果ガス排出削減に向けた取り組みが行われているところであります。ことし、山形県におきましては、震災の影響による電力不足に対応するため山形方式の節電県民運動を展開したところであります。節電と地球温暖化防止対策に鋭意取り組んでいることにつきましては、御案内のとおりでございます。

本市におきましては、今年度5月1日から10月31日までの6カ月間をクールビズの取り組み期間といたしまして、施設において冷房温度設定の見直し、照明機器の適正使用などを実施しているところでございます。また、市民の皆さん、事業所の皆様方には市報において節電と地球温暖化防止対策の呼びかけを鋭意取り組んでいるところでございます。本市といたしましては、引き続き市民、事業所、行政が一体となって温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを実施をしてクールアース・デーの周知にも一層努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、公共施設に太陽光発電システムを設置することについて御質問がありましたが、先ほど御指摘ありましたとおり、寒河江市におきましては、現在南部小学校と白岩小学校に太陽光発電施設を整備し、子供たちの地球温暖化に対する理解や環境教育に活用しているわけでありまして、先ほど申しあげましたが、太陽光などの再生可能エネルギーの活用の一層必要性については十分に認識しているところでありますので、本市の公共施設につきましては現在限られた財源の中でその重要性や緊急性を勘案しますと、耐震化というものを優先せざるを得ない状況にあるわけでありまして、鋭意その活用についても十分検討して進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、地球温暖化対策推進計画についてお答えしたいと思います。地球温暖化対策推進に関する法律によりまして、市町村が定める地球温暖化防止にかかわる計画というのは御指摘のとおり二つあるわけでありまして、一つは、地方公共団体の事務及び事業において温室効果ガスを削減するための実行計画であります。もう一つは、市全域の温室効果ガス排出抑制のための計画であります地域推進計画というものでございます。

まず、市の事務事業における実行計画につきましては、寒河江市の行財政改革指針・前期アクションプランにおいてお示しをさせていただいておりますとおり、今年度中の策定に向けまして現在準備を進めているところでございます。また、この計画の策定に当たりましては7月26日庁内に地球温暖化対策実行計画検討委員会というものを設置をいたしまして、各市有施設における温室効果ガス排出量の現状把握や温室効果ガス排出量削減を行うに当たっての問題点の把握及び改善点などについて鋭意協議を行ったところでございますが、具体的な取り組みの中身といたしましては、日中の時間帯における照明の消灯、パソコン等における省電力モードの徹底、ハイブリッド車等のエコカーの導入並びに適切な冷房温度設定による運転管理及び木材を活用したバイオマス燃料による暖房機の運転などについて実施検討しているところでございます。

二つ目の、市全域を対象といたしました地域推進計画につきましてはありますが、先ほど御質問にありました市の環境条例及び環境計画と密接に関連するものと考えているところであります。先ほど申しあげましたが、環境条例に基づいて環境計画を策定することにしてはいるわけでありましてけれども、この環境計画の目標を達成するための分野別計画がこの地域推進計画になってまいります。また現在、県においては県の環境計画を初め地球温暖化対策に係る計画についても鋭意見直しを行っていると聞いておりますので、この寒河江市の地域推進計画につきましては先ほど申しあげました市の環境計画策定後に県の計画策定状況などを見定めながら、策定を進めてまいりたいと考えて

いるところであります

次に、自殺予防対策ですけれども、御指摘のとおり全国の自殺者数は平成10年以降3万人を超えているわけでありまして、平成22年度における自殺者数は3万1,690人ということでありまして、毎日90人近くの方が自らの命を絶っているということになるわけでありまして、こうした状況を踏まえて、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するという観点から自殺対策基本法というものが平成18年6月に成立をし、施行されているわけでありまして、この基本法に基づいて国が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定をされ、具体的な施策が明記されているわけでありまして、

お尋ねの、本市におきます過去5年間の自殺者数の推移でありますけれども、平成18年は16人、平成19年が6人、平成20年が18人、平成21年が6人、平成22年は5人となっております。過去5年間で51人となっているところであります。この主な要因、原因という質問でありますけれども、寒河江市に限った原因・動機別の状況というのは公表されておりませんので、県の平成21年度の状況によりまして、健康問題が最も多く、続いて経済・生活問題、家庭問題の順になっております。健康問題では精神障害のうつ病や統合失調症が多く、経済・生活問題では負債、生活苦、失業等が多いようでございます。

次に、心の相談体制と自殺予防対策の取り組みについてお答えしたいと思いますけれども、ハートフルセンターの窓口におきまして健康相談という形で来庁される方には随時対応し、電話による相談も行っているところであります。また、社会福祉協議会でもふれあい相談を行っておりまして、お互い連携を図りながら対応しているところであります。専門的な指導が必要とされる場合には県の保健所や精神保健福祉センターなどの相談機関と連携し対応しているところであります。

今年度は国の地域自殺対策緊急強化事業によって自殺予防PRのために相談窓口等に関する広報用パンフレットを作成をいたしまして、この10月に全戸配布を行いまして普及活動に努めてまいることにしております。また、精神科専門医による相談を10月から実施をして心の健康や生活にかかわる相談に取り組み、悩み軽減や早期解決に努めていきたいと思っております。自殺者を出さないよう医療機関を含め関係機関とさらに連携を深め対応していきたいと考えているところであります。

次に、自殺予防対策協議会の設置についてお尋ねがございましたが、国の自殺対策の指針であります自殺総合対策大綱では、都道府県及び政令指定都市においてさまざまな分野の関係機関、団体によって構成される自殺対策連絡協議会等を設置するというにされているわけでありまして、山形県におきましては自殺対策推進会議というものを設置をして総合的な自殺対策を推進してきているところでございます。また、精神保健福祉法におきましては、都道府県が精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることになっているわけでありまして、県主催による自殺対策担当者会議、地域自殺対策研修会、さらには県精神保健福祉協会によりまして事例研究検討会など開催をして市町村との情報共有を図りながら担当職員のレベルアップを行っているところであります。各保健所、県精神保健福祉センター、そして社会福祉法人いのちの電話などとも十分連携を密にしながら自殺予防に努めている状況にあるわけでありまして、

県の自殺対策推進会議につきましては、医療、警察、司法、教育、労働経済、福祉、行政などの関係機関で構成されている会議でありまして、広域的、専門的な立場にある有識者が自殺者の原因や予防対策について調査、分析、協議を行って対策の推進に努めているとお伺いしているところであります。

議員の御質問にありました本市の独自の協議会の設置ということではありますが、県の自殺対策推進会議の動向、他市の状況などを見きわめながら対応してまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても自殺予防対策というのは御指摘のとおり大変重要な課題と理解しておりますので、今後ともよりきめ細かな対策を鋭意講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、視覚障がい者の方々の情報のバリアフリー化の推進についてお尋ねがございましたが、特に行政の窓口で活字文書読み上げ装置を導入してはいかがかということでもあります。視覚障がい者の方々に対する行政情報提供につきましては先般の辻議員の御質問にもお答え申しあげましたが、ボランティア団体の「おとわの会」が市報等の内容を録音したカセットテープの配付を行っているわけです。大変好評であるとお伺いをしているところであります。

現在身体障害者手帳所持者で等級が1級・2級の重度の方は、8月末現在で約60の方がいらっしゃいます。この60人の方、ほとんどが家族と一緒に暮らしをされているようでございます。市の窓口には視覚障がい者の方が家族や知人の方を伴って来庁されるか、家族の方が代理で必要な手続をされているというのがほとんどとなっているところであります。

御質問の活字文書読み上げ装置を活用していくためには、御案内のとおり視覚障がい者御自身がパソコンで自分の意思や伝えたい情報を音声コードに変換をしてその印刷されたものを持参することが前提になるわけです。障害者福祉サービスの日常生活用具としての読み上げ装置、さらにはパソコンで音声コードに変換できるソフトも補助対象にはなっておりますので、その普及が図られることがまず肝要かと思っております。議員御提案の件につきましては今後視覚障がい者の方々の要望、他の市の状況なども十分参考に検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、ガイドヘルプの導入についてでございます。お一人では外出できない視覚障がい者に付き添って、歩行の介助や誘導をするための移動支援の取り組みということになるわけです。このガイドヘルプの派遣事業と申しますのは、ガイドヘルパーとして協力をいただける方を市町村に登録をしていただいて利用したい障がい者の方々から申請がありますと、その申請内容を審査をして派遣していくというものでございます。実施形態は市町村が窓口となり実施しているところもありますとか、身体障害者関係団体に委託をしているところもあるようでもあります。寒河江市の移動支援事業につきましては先般もお答えしたところでもありますけれども、福祉サービス事業所に委託をして実施しているところでもあります。平成18年に障害者自立支援法が施行されまして身体障害・知的障害・精神障害の福祉サービスについて一元化されたわけでございます。自立支援法の施行前から視覚障がい者ガイドヘルプ派遣事業が実施されていた市町村もありまして、自立支援法の施行に伴って市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる、地域生活支援事業の移動支援事業に整理統合された経過があるわけでございます。

また、このたびの自立支援法改正によりまして重度の視覚障がい者に移動支援を行う新たなサービスとして、同行援護がこの10月から導入されることになっております。同行援護の対象となる方は同行援護を利用して、また対象とならない方については現在の移動支援事業を利用させていただくということになるかと思っております。

議員の御提案のガイドヘルプの事業の導入につきまして、今行っております移動支援事業の利用状況などあるいは新たに始まる同行援護の状況などを見ながら検討していきたいと思っております。いずれにしても福祉サービスの充実に鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたい

と思います。以上であります。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それでは、引き続き質問をさせていただきたいと思います。

多岐にわたる質問に対しまして丁寧にお答えいただきまして大変にありがとうございました。

環境基本条例の制定でありますけれども、先ほど市長は現在条例の制定についてそれぞれ取り組んでいるという答弁がありました。今年度中に当然出てくると思うんですけれども、条例と一体になるのが計画だと思うんです。ですから、その計画はいつまでにつくられるのか。

先ほどの話ですと、地球温暖化推進計画が来年度つくるわけですから、当然地球温暖化推進計画というのは、条例と計画に当然ぶら下がる格好について回りますから、そういう意味では条例と計画いつごろまでに出されるのか、スケジュールは非常に重要になってくるのではないかなと思いますので、その辺のスケジュールについてお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、条例の制定につきましては現在制定に向けた準備作業を進めているとお答え申しあげましたが、今年度、できれば今年度の策定を目指して来年度から施行していきたいと考えているところであります。先ほども申しあげましたが、計画、環境計画の前提となる位置づけを決めるための条例でありますので、条例の制定を踏まえて環境計画が策定に向けて取り組むということになりますから、条例が制定し、そして来年度環境計画を策定していくという今のところ予定をしているところであります。それに伴って地域の温暖化の計画も進めていくということになるかと思えます。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 具体的なスケジュールはすぐには出てこないかと思いますが、これは大事な条例でもあるし計画でもあるので、その辺はスケジュールはちゃんと決めていただいてその上で作成していただくことが大事なのではないかと思っています。

それと、環境条例というのは寒河江市の環境にとっての憲法みたいな条例ですから、非常に重要な条例であるし計画です。それで、先ほど条例をつくる際には検討委員会を立ち上げ、また計画をつくる際には審議会、条例で定めた審議会となりますので、その審議会の中で作成するという話もある。これは非常にメンバーといいますか、当然条例についてはどういう形でされるのか。それから計画については先ほど市民の声ということが出てまいりましたけれども、どういう形で市民の声をとられるのか。当然これは策定委員会の中には市民が入ってくると思いますけれども公募の規定などを見ますと、20%以上の規定もあるし、それから市民参画の計画を見ますと女性については3割ということが出ておりますけれども、実際には環境条例計画というのは非常に女性の声とかあるいは市民の声というのが重要になってくるのではないかなと思いますけれども、その辺どう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 条例制定のための検討委員会、それから計画策定のための審議会ということでありましてけれども、基本的に同じような構成で進めていきたいと思っています。もちろん、条例制定には審議会という名称はもちろん使わないわけでありましてけれども、基本的に条例制定のための検討委員会についても審議会と同様に女性のメンバーでありますとか公募のメンバーでありますとか、そう

いった市民の方の広く参加できるような検討委員会を設置をしまさず条例の検討をしていただく。条例ができて、もちろん条例は議会で御可決いただかなければなりません。その後の計画の策定についても、その条例のための検討委員会のメンバーが基本的に審議会のメンバーに移行できるようになってはどうかということで、今内部で検討しているところでもあります。いずれにしても、検討委員会も審議会についても多くの市民の皆さんの声を反映するような体制というものをつくっていくようなことで今検討を進めていると御理解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 当然、市民の声というものを条例の作成の検討委員会と、それから計画策定、同じような構成メンバーと言われましたけれども、これから当然市民の声をとるためには公募ということが始まってくるわけですからけれども、その点先ほど言ったようにどの程度の公募をされるのか。あるいは女性についてもどの程度参加されるのかなどについて、再度質問をさせていただきますけれども、これは非常に重要な時点で市民の声というの、当然とっていただくということになるんですけれども、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今検討中でありませうけれども、御指摘のように女性の委員については30%という一つの目安がありますし、また公募委員についてもできるだけ多くの皆さんに参加していただく、あるいは3人とかそういう形になるんでしょうか。具体的な数字は別でありますけれども、そういった市のいろんな審議会等での構成メンバーにとっても、構成メンバーと同様の、そういう委員構成で進めていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それから、この条例の進行管理でありますけれども、条例がつくられて当然進行していきます。進行管理については、どうされるのか。計画ですね、計画の進行管理、済みません。当然条例をつくって計画をつくりまますから、計画の進行管理、先ほどの市民の声というのも当然とっていききたいという話がありましたけれども、その条例の進行の中に途中でどのくらいの達成率といいますか、あるいは地球温暖化も中に入ってくれば削減量についてなども入ってくるわけですから、その辺の進行管理、当然大きな組織をつくられるのか、その中で進行されていくのか、その辺の管理についてお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のように、これからのいろんな計画というものは、第5次振興計画も同じでありますけれども、達成それぞれの計画の進捗状況、達成状況というものを公にしてそれに対していろんな御意見をいただくというのが必要かと思ひますし、この環境計画につきましても御指摘のとおりその進行状況についてお示しをして公表しながらさらに御議論いただく、市民の皆さんからいただくという形で進めていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それといま一つは、環境というのは非常に大事で、進行管理する中でアクションといいますか、実行計画、要するにこの部分とこの部分に対しては当然力を入れて重点的に達成するというような実行計画というのも出てくると思うんですけれども、その辺の実行計画等について今回の環境、条例、計画、進行管理の中でその実行計画などについて考えているのかどうかお聞きを

したいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実際の計画というんですかね。具体的なアクションプランということになるかと思いますが、先ほど申しあげました温暖化のための地域計画なども一つだと思っているところでもありますので、環境計画全体の計画の具体的な分野ごとの計画というものがそれぞれ出てくると理解をしているところでもあります。また、具体的な分野ごとのどういう計画をつくっていくか、どういうアクションプランを立てていくかということについては、環境計画の策定の中でも大いにいろいろ御意見をちょうだいしていくことになるかと思いますが。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 時間がありませんので絞って質問させていただきますけれども、次に、公共施設への太陽光発電設置ということについて質問させていただきたいと思います。

先ほど市長の方からは当然地震が起きたばかりですから、地震対策の方に力を入れながら太陽光についても活用ということで答弁がありました。それで、先ほどの第1問でも話しましたが、市の方では白岩小学校と南部小学校、これは環境といいますか、教育といいますか、そういうものを主体としながら、当然節電も意味しながらセットされていると思うんですけれども、公共施設について当然古いものがあるわけですので、太陽光が設置できるものかどうかということも当然懸念されるものもあると思うんです。その辺について公共施設について調査をするような考えがないのかあるのかどうか。それから、これから新築される公共施設についてはどうされるのかお聞きをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これから仮に新築するような公共施設があるということであれば、当然のことながら太陽光発電というものを念頭に置きながら建設を進めていかなければならないと思っておりますが、現在の使用施設について太陽光発電の設置可能性があるかどうかということについてははまだ調査をしておりませんので、そこは検討していかなければならないと思います。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 それでは、私は新清・公明クラブでことし7月会派で視察に行ってきました。これは川越市であります。川越市は平成9年から太陽光発電を導入していきまして、今回政府で平成17年からやられている補助制度の見本になった市でありまして、非常に200ぐらいの市の施設があるんですけれども、今のところ80が太陽光発電を導入していると。学校56はすべて導入なっているという話でありました。

この市では公共施設については当然対価でいきますと、太陽光発電は非常に少ないわけですから対価にならないんですけれども、市民サイドに対する訴えということから公共施設に太陽光発電を設置をしてきたということをおっしゃっておりまして、非常にアピール性が高いということでありました。そして太陽光発電につきましては、市民の方々についても当然補助制度が、国でもありますので、市でもありましたから、県でもありましたから、そのような補助制度を使ってその平成9年から既にやられているということで非常に前向きな姿勢が感じられるなということを見てまいりました。

寒河江市にとっても、当然これから今言ったように進めていくわけでありまして、川越市

の例などを、この辺話をしましたけれども、市長のその辺の見解どうなのか。当然学校全部、公共施設についても半数ぐらいのものが設置なっております、これから新しくつくる公共施設はすべてこの太陽光設置をするということを言っておられますけれども、市長の見解をお聞きをしたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、那須議員御指摘ありましたけれども、これまでも国はもちろんでありますけれども、県も市においてもいろんな促進のための支援措置を講じてきたところであるわけでありまして、何せ雪国であるということが一つのネックになってなかなか普及が図られていない、少ないという状況もあるわけでありまして。行政の施設がその範をとるべきではないかという意見ももともとだと思っているところでありまして、我々も先ほど御答弁申しあげましたとおりでありますけれども、できる限り今後太陽光発電施設の導入につきまして検討を進めていきたいと思えます。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 最後になりますけれども、1点だけ地球温暖化実行計画、先ほど市長の方からは今庁内の方で取りまとめているということがありました。これはどう処理をされるのか。削減された量、あるいは対策、それからアピール度、その辺を当然市報とかホームページの方で公表すべきではないかなと思えますけれども、その辺について今後の取り組みの仕方、どう考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 もちろん、市内全域の計画はもちろんでありますけれども、寒河江市役所、市の行政の取り組む実行計画についても、我々としてある程度姿がまとまった段階においては市民の皆様にお知らせをしていく、あるいはいろんな御意見をちょうだいすることを当然考えていきたいと思えているところでありまして。現在、取りまとめ中でありまして、御理解を賜りたいと思えます。

散 会 午後 2時26分

○高橋勝文議長 これで一般質問は全部終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。